

第21回熊本県本人確認情報保護審議会 次第

日 時：令和5年（2023年）12月21日（木）

午前10時～正午

場 所：熊本県庁本館5階 審議会室

1 開 会

2 住民基本台帳ネットワークシステムの概要について

3 報告事項

（1）本人確認情報保護対策について

- ① 庁内の本人確認情報保護の取組み
- ② 市町村の本人確認情報保護対策に係る支援

（2）熊本県住民基本台帳法施行条例改正案について

（3）特定個人情報保護評価書（全項目評価書）について

4 閉 会

熊本県本人確認情報保護審議会委員

任期：令和5年12月12日から令和7年12月11日まで

(50音順 敬称略)

	氏名	現職等	備考	期数
1	あさだ ともこ 朝田 とも子	熊本大学大学院人文社会科学研究部 准教授		一期目
2	うえはらい こうせい 上拂 耕生	熊本県立大学総合管理学部総合管理学科 教授 公共・福祉部門長		一期目
3	おくむら くにひこ 奥村 国彦	熊本日日新聞社 法務室長		二期目
4	くらもと ふみよ 倉本 文代	熊本市北区役所区民部区民課 課長		一期目
5	とくむら みか 徳村 美佳	消費者教育NPO法人 お金の学校くまもと 代表		三期目
6	まえだ かよこ 前田 香代子	熊本県人権擁護委員連合会 理事(人権擁護委員)		一期目
7	よしおか だいさぶろう 吉岡 大三郎	崇城大学情報学部情報学科 教授		一期目

熊本県本人確認情報保護審議会設置根拠等

<住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）>

(都道府県の審議会の設置)

第30条の40 都道府県に、第30条の6第1項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する審議会（以下この条において「都道府県の審議会」という。）を置く。

2 都道府県の審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における第30条の6第1項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する事項を調査審議し、及びこれらの事項に関して都道府県知事に建議することができる。

3 都道府県の審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

<熊本県住民基本台帳法施行条例（平成14年熊本県条例第44号）>

(設置)

第7条 法第30条の40第1項の規定に基づき、熊本県本人確認情報保護審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(組織)

第8条 審議会は、委員7人以内をもって組織する。

(委員)

第9条 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることがある。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第10条 審議会に、会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第11条 審議会は、会長が招集し、議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第12条 審議会の庶務は、総務部において処理する。

(会長への委任)

第13条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

住民基本台帳制度とマイナンバー制度を活用した行政サービス等の提供

- ◆ 住民基本台帳制度は、市町村における住民の居住関係の公証など住民に関する事務処理の基礎であり、マイナンバー制度を支える基盤です。
- ◆ 住民基本台帳ネットワークやマイナンバーカードを活用することで、住民の各種手続の簡素化や行政サービスの利便性向上が図られます。

行政サービス等

●マイナンバーカードによるサービス

- ・本人確認の公的な身分証
 - ・コンビニでの各種証明書の取得
 - ・各種行政手続きのオンライン申請
 - ・健康保険証としての利用
 - ・新型コロナワクチン接種証明書 等
- ※ 国外転出者もマイナンバーカードを利用できるよう関係法令を改正

資料4

民間サービス等での活用

- 民間サービスにおけるオンラインでの本人確認
- 職員証・社員証としての利用

マイナンバーカードの活用

●住基ネットによる手続きの簡素化

- ・旅券の発給申請
- ・厚生年金、国民年金の支給
- ・恩給、共済年金の支給
- ・司法試験
- ・建設業法に依る技術検定
- ・転出転入手続き 等

※ 提供先及び利用可能事務は法律又は条例で限定



建議・助言
条例制定
諮詢・報告

資料3

知事（県）



本人確認情報の保護

サービス提供

住民

申請

行政機関

窓口・オンライン

住基ネットの使用

研修・監査

アクセスログ監視

資料2

セキュリティ診断

住民基本台帳制度

マイナンバー制度

マイナポータル



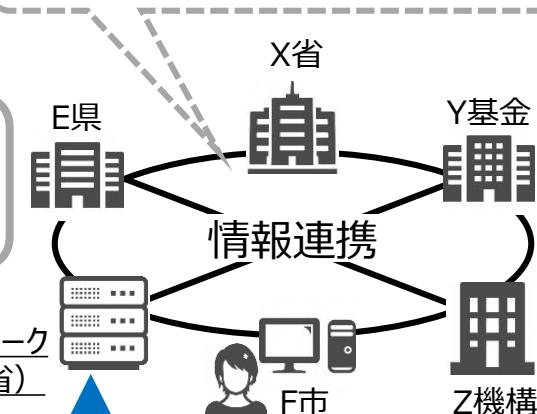
マイナンバーカード

- ③マイナポータル用符号
- ④機関別符号

住民票コードを基に個人を重複なく特定する符号を生成

情報提供ネットワーク
システム（総務省）

・住民票関係情報
・医療保険給付関係情報
・地方税関係情報
・年金給付関係情報 等



住民基本台帳 ネットワークシステム

資料1

全国サーバ
(J-LIS)

②マイナンバー付番

全住民に重複なくマイナンバーを付番

①住民票コード記載

全住民の住民票に重複なく住民票コードを記載

マイナンバー生成・通知

市町村長の求めに応じ住民票コードを基に重複なくマイナンバーを生成し通知

住民票コード指定・通知

市町村長ごとに住民票に記載できる住民票コードを重複なく指定し通知

住基ネット専用回線

本人確認情報

転出入関係情報

A市



B町



C町



D村



第21回熊本県本人確認情報保護審議会資料

目 次

資料1 住民基本台帳ネットワークシステムの概要 ······	1
資料2 本人確認情報保護対策について ······ ······	5
資料3 熊本県住民基本台帳施法施行条例改正案について ······	13
資料4 特定個人情報保護評価書（全項目評価書）について ···	17
別紙1 国の行政機関に対する本人確認情報の提供件数（全国分） ······	21
別紙2 熊本県における本人確認情報利用状況（事務別） ······ ······	23
別紙3 市町村における本人確認情報利用状況（事務別） ······ ······	27
参考1 住民基本台帳法 ······ ······ ······ ······ ······	29
参考2 熊本県住民基本台帳法施行条例 ······ ······ ······	39
参考3 熊本県住民基本台帳法施行条例による本人確認情報の利用 及び提供に係る事務等を定める規則 ······ ······ ······	45
参考4 熊本県本人確認情報保護審議会運営要領 ······ ······	55
参考5 法令等で定める住基ネット利用事務の区分と本人確認情報の提供者	57

住民基本台帳ネットワークシステムの概要

【住民基本台帳ネットワークシステムとは】

住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」）は、住民の利便性向上と国及び地方公共団体の行政事務の効率化を図るため、市町村が整備している住民基本台帳（既存住基システム）を全国規模のネットワークで結び、本人確認情報（氏名、住所、性別、生年月日、住民票コード、個人番号及びこれらの変更情報）を効率的に利用・提供するシステムである。

平成11年の住民基本台帳法の改正により、平成14年8月から稼動。

【目的及び効果】

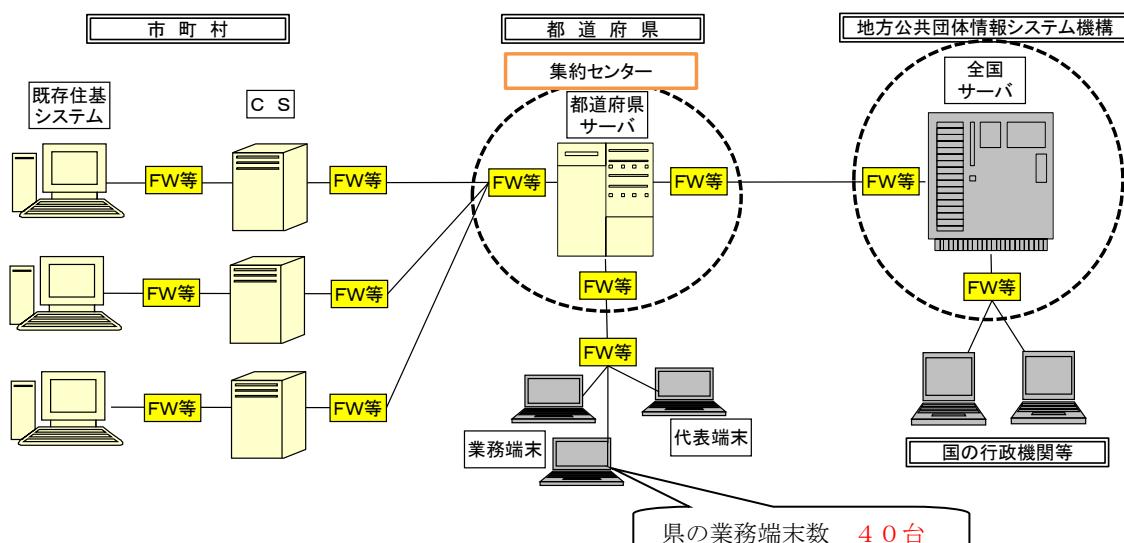
1 住民の利便性向上

各種手続の際、住民に求めていた住民票の添付を省略でき、住民が市役所等で住民票を取得する手間が省けるなど住民の負担軽減が図られる。

2 国及び地方公共団体の行政事務の効率化

住基ネットを通じた本人確認情報の確認が可能となり、公用の住民票請求や発行手続等が不要になるなど、請求元、請求先双方において経費節減及び行政事務の効率化が図られる。

【住民基本台帳ネットワークシステムの概要図】



- ① 既存住基システム ~ 住民基本台帳を電算化した既存のシステム
- ② FW ~ 住基ネットへの外部からの不正侵入を防ぐシステム(ファイアウォール)
- ③ CS ~ 既存住基と住基ネットとの橋渡しをするために設置するコンピュータ(コミュニケーション・サーバ)
- ④ 地方公共団体情報システム機構 (J-LIS) ~

住民基本台帳法等（※）に基づく事務その他の地方公共団体の情報システムに関する事務を地方公共団体に代わって行うとともに、地方公共団体に対してその情報システムに関する支援を行うことを目的に地方公共団体が共同して運営する法人。

※電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

住基ネットを活用した行政サービスの状況等について

1 本人確認情報の利用状況

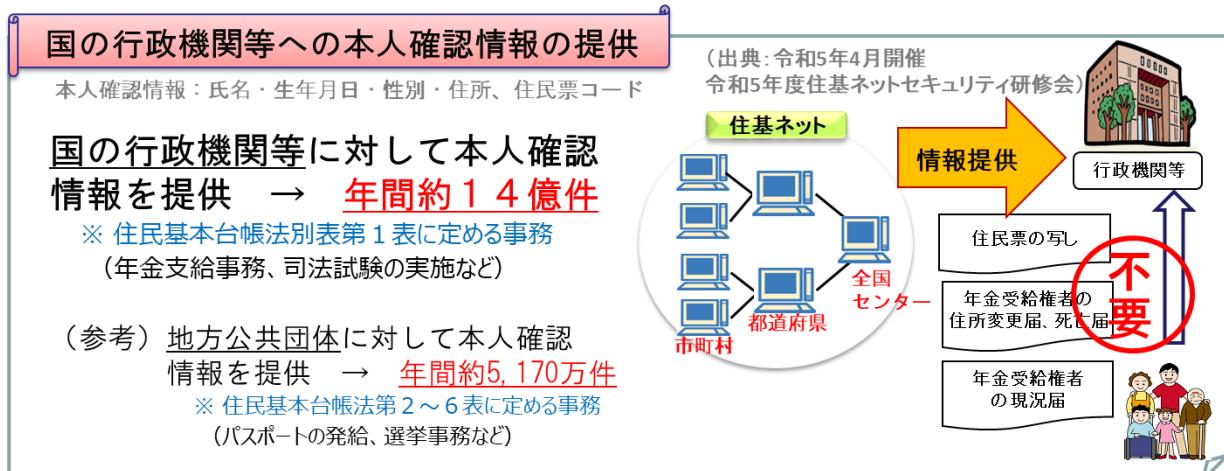
住基ネットを活用した本人確認情報の利用には、次の2通りある。

- ・住民基本台帳法等に定められた事務を行う行政機関が、本人確認情報の取得のため、住基ネットから提供を受け利用。
- ・個人番号法(※)に定められた個人番号利用事務を行う行政機関が、住民から提示された個人番号の真正性を確認するため、住基ネットから提供を受け利用。

※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

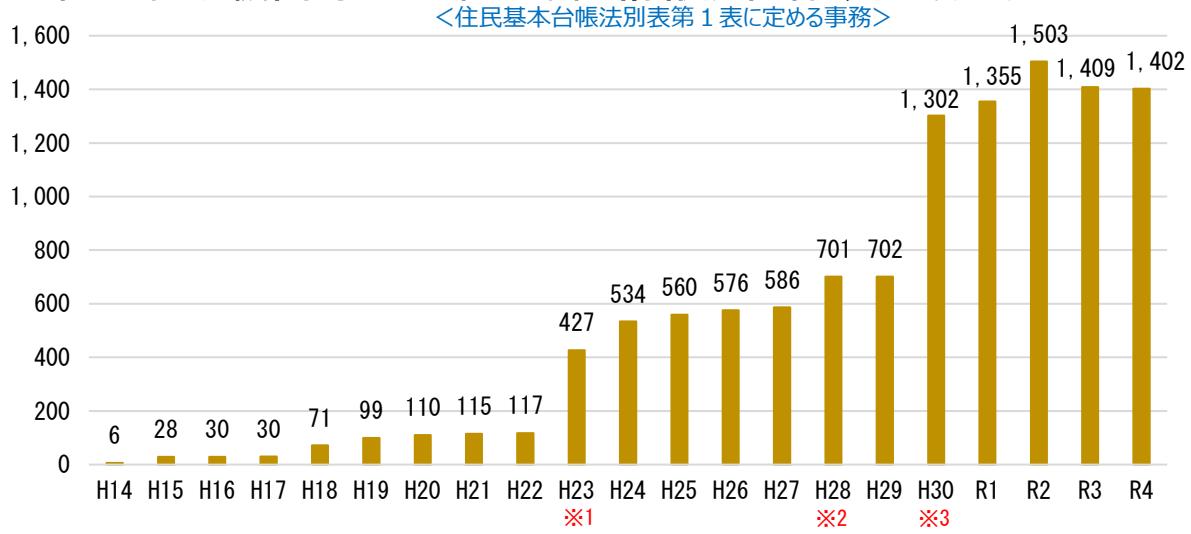
① 国の行政機関等に対する本人確認情報の提供状況

本人確認情報の提供件数（全国利用分：別紙1）



国の行政機関等への本人確認情報提供件数

(単位：百万)



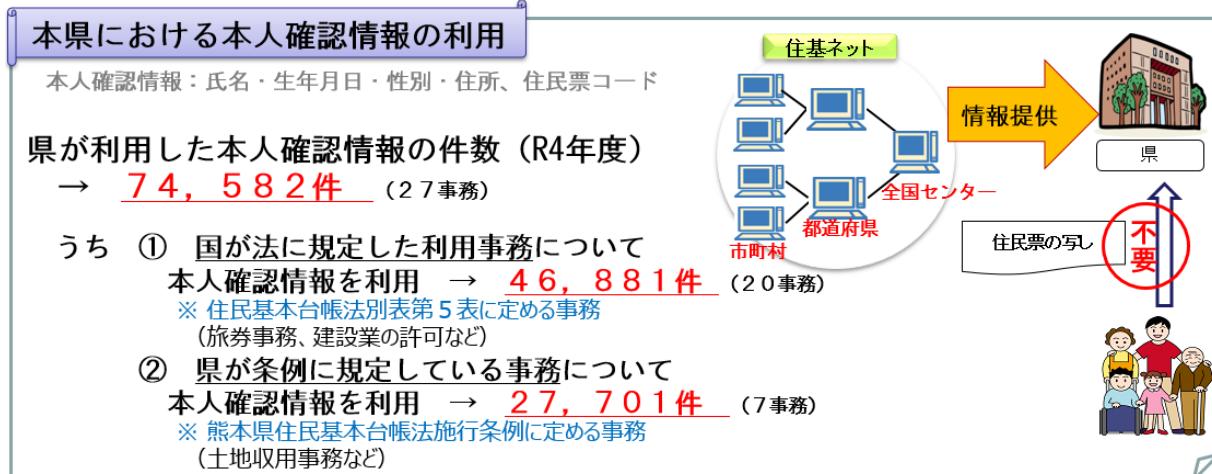
※1 H23年度の提供件数の大幅な増加は、日本年金機構（旧社会保険庁）が行う国民年金法及び厚生年金保険法による届出等に関する事務に伴う利用が増加したことによるもの。

※2 H28年度の増加は、利用事務の拡大と※1の国民年金法及び厚生年金保険法による届出等に関する事務の利用がさらに増加したもの。

※3 H30年度の増加は、※1の国民年金法及び厚生年金保険法による届出等に関する事務の利用がさらに増加したもの。

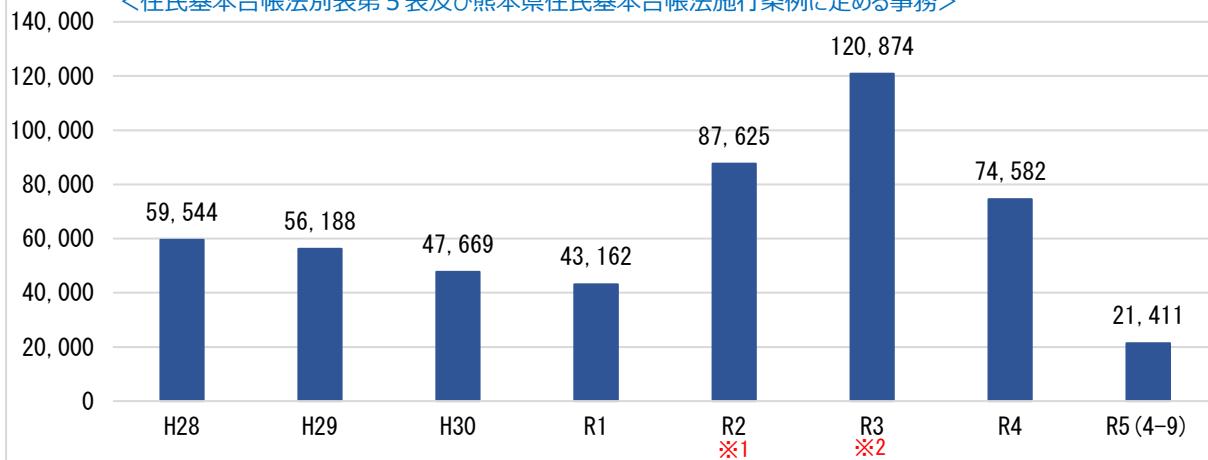
② 本県における本人確認情報利用状況

②-1 本県における法定事務及び条例事務の本人確認情報利用件数 (本県利用分:別紙2)



熊本県の本人確認情報利用件数

<住民基本台帳法別表第5表及び熊本県住民基本台帳法施行条例に定める事務>



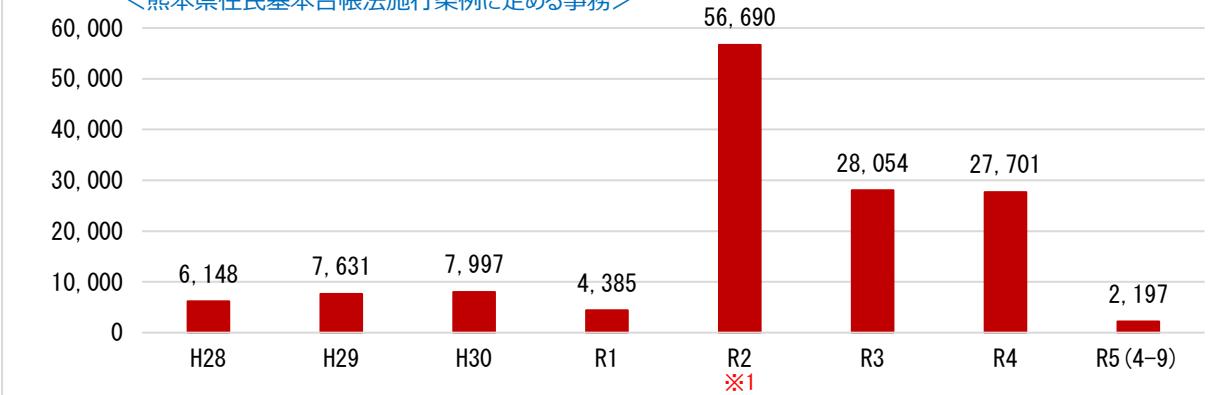
※1 R2年度は、「熊本県医療事業（水俣病総合対策事業）における手帳等に関する事務」の検索数の増。

※2 R3年度は、「身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する事務」の検索数の増。

②-2 上図のうち条例事務の本人確認情報の利用件数

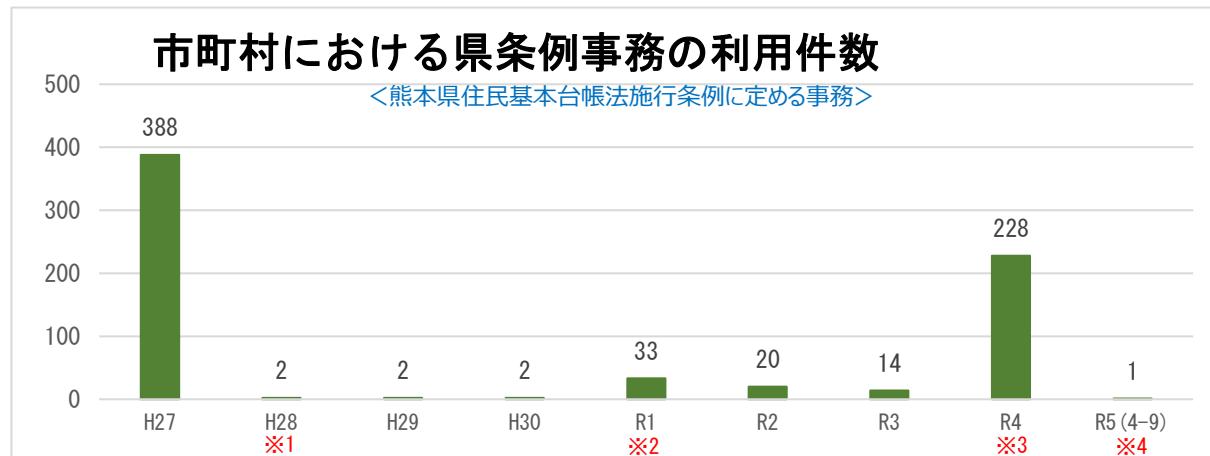
熊本県条例事務の本人確認情報利用件数

<熊本県住民基本台帳法施行条例に定める事務>



※1 R2年度は、「熊本県医療事業（水俣病総合対策事業）における手帳等に関する事務」の検索数の増。

③ 市町村における県条例事務の本人確認情報利用状況 本人確認情報の利用件数（条例利用事務報告より：別紙3）



※1 H28年度から市町村税の賦課徴収事務の利用が法定化されたため件数減。

※2 人吉市において下水道法の使用料徴収に関する事務、八代市において農地法による農地の利用意向調査に関する事務の利用が増加。

※3 御船町の地籍調査関係の事務での増加。

※4 R5年度から国土調査法による地籍調査に関する事務が法定化されたため件数減。

2 住基ネットと個人番号制度との関係について

住基ネットは、個人番号（マイナンバー）制度を支えるシステムであり、同制度において、①個人番号の生成、②行政手続における個人番号の真正性確認の2つの役割を担っている。

① 個人番号の生成

- ・個人番号は、住基ネットの内部管理番号である「住民票コード」を不可逆的に変換して得られる番号。
- ・出生等により住民票に記載された住民票コードは、住基ネットを通じ、市町村から地方公共団体情報システム機構に提供され、個人番号が作成される。
- ・生成された個人番号は、住基ネットを通じて市町村に提供され、個人番号カード等が作成される。

② 個人番号の真正性確認

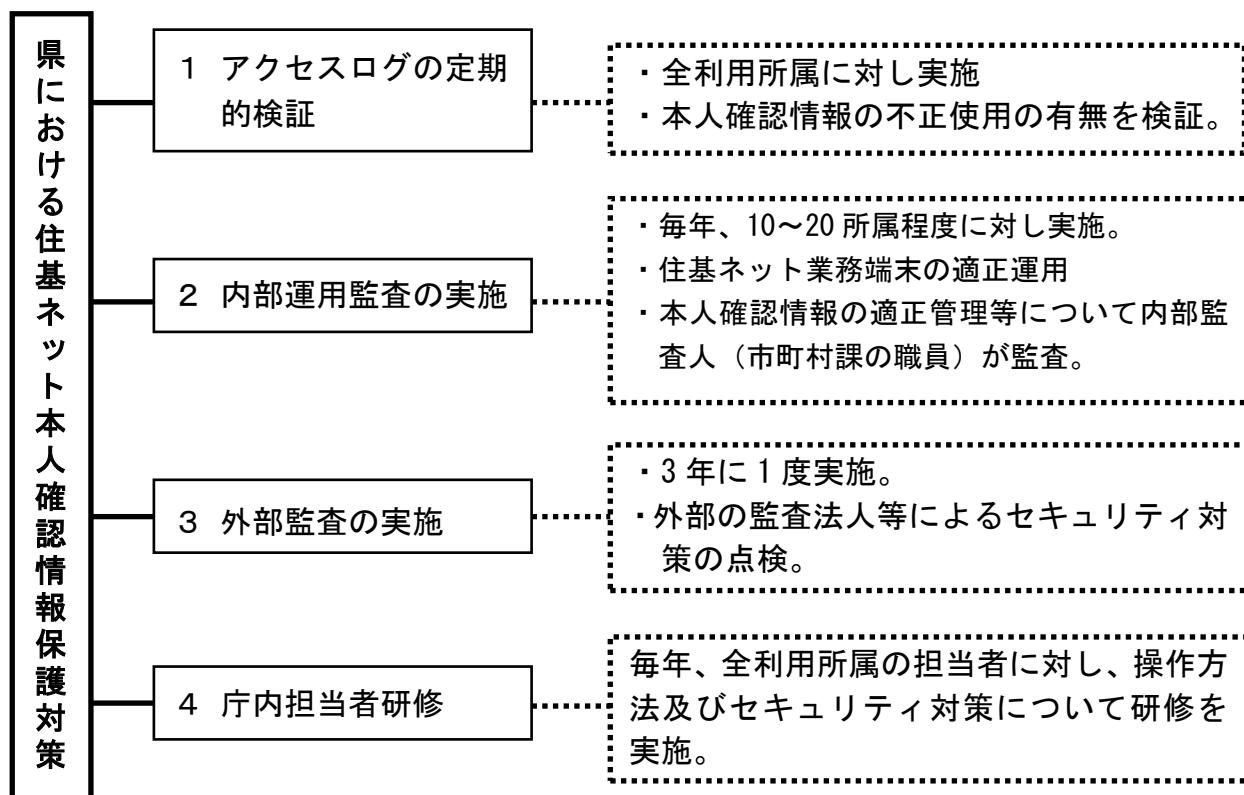
- ・行政手続において住民から提供された個人番号について、行政機関は、住基ネットを通じて当該番号の真正性を確認することができる。

本人確認情報保護対策について

① 庁内の本人確認情報保護の取組み

本人確認情報保護の観点から、本県では本人確認情報を利用する県の各所属に対し、次の取組みを行っている。

(全体概要)



1 アクセスログの定期的検証

「熊本県住民基本台帳ネットワークシステムのアクセスログの定期的検証実施要領」に基づき、関係所属に対し 3 カ月に 1 度、1 カ月分を任意に抽出し、関係所属の検索情報を記録したアクセスログ帳票と関係課で保管している検索履歴簿等を突合し、本人確認情報の不正使用の有無を検証している。

【実施結果】

令和 4 年度中の検証においては、不正使用の疑いがあるものは見受けられなかった。(検証結果件数 2, 969 件)

《用語解説》

アクセスログとは、本人確認情報の提供又は利用に係る情報（履歴）をいい、本県の事務で利用した当該情報については、本県サーバに記録されている。住基ネット業務端末を利用している関係所属における目的外利用の有無を定期的に検証し、適正な運用を図る。

◆参考（アクセスログ検証項目）

【検索者（職員）に係る事項】検索者の氏名、ID

【検索条件】検索対象者の氏名、生年月日、検索日時

2 内部運用監査の実施

過去1年間の日常の運用状況、セキュリティ対策、緊急対応等について内部監査人が聴取及び現地確認を行う。

全庁的なセキュリティ対策を万全なものとするため、全利用所属（58所属）を5年間で一巡するスケジュールで実施。※新規利用所属がある場合は、新たにスケジュールに追加。

[令和5年度：県南地域 ⇒ 令和6年度：県北地域 ⇒ 令和7年度：県央・天草地域 ⇒
令和8年度：本庁 ⇒ 令和9年度：本庁]

○令和5年度実施状況

実施期間	令和5年11月から12月
内部監査人	市町村課職員
監査対象 所属	①認知症対策・地域ケア推進課 ⑧県南広域本部用地課 ②監理課 ⑨芦北地域振興局保健予防課 ③水俣病審査課 ⑩芦北地域振興局福祉課 ④県南広域本部収税課 ⑪球磨地域振興局保健予防課 ⑤県南広域本部課税課 ⑫球磨地域振興局福祉課 ⑥県南広域本部保健予防課 ⑬球磨地域振興局用地課 ⑦県南広域本部福祉課 ⑭球磨地域振興局まちづくり用地課
監査自行	・住基ネット業務端末の運用業務に関する事項 ・本人確認情報の適正管理に関する事項 等
監査結果	適正：11所属、是正：3所属
是正事項	・住基ネットに関するドキュメント類が、施錠管理されていない。 ・業務端末が他者から閲覧できる、場所、向きに設置されていた。 ・年度途中からの端末操作者に対し実施した教育・研修についてシステム管理者（市町村課長）へ報告されていない。 ・日次点検簿をつけていない。
是正報告	是正を要する事項が認められた所属については、速やかに是正事項を解消するとともに、内部監査人に報告を行い、改善した旨の承認を得る。 今回監査を行わなかった所属へも、是正事項を共有する。

3 外部監査の実施

令和3年度の本人確認情報利用件数を基準とし、利用件数が多い上位18所属を対象に概ね3年毎（令和4年度、令和7年度、令和10年度の3回）に実施。

○令和4年度実施状況

監査日	令和5年1月31日、2月7日、8日、9日、10日
外部監査人	エヌ・ティ・ティラーニングシステムズ株式会社
監査対象 所属	①県央広域本部収税第一課 ④天草広域本部税務課 ②総務部自動車税事務所 ⑤上益城地域振興局福祉課 ③球磨地域振興局用地課 ⑥阿蘇地域振興局保健予防課
指摘事項及 び被外部監 査対象課に おける対応	(指摘事項) 機密情報が記載された紙媒体が、施錠されていない引き出しに保管さ れており、住基ネットを利用しない職員も閲覧可能な状態となっていた。 (対応) 機密性が高い紙媒体は施錠可能なキャビネットに保管した。 (指摘事項) 本人確認情報データが共有フォルダで期限設定なく保管されていた。 (対応) 個人情報を含む機密性の高い情報は必要最小限の情報を保管する。 誤検索の履歴も残している。 (指摘事項) 機密性の高い紙媒体は施錠可能なキャビネットに保管されていたが、 住基ネットを利用しない職員も閲覧可能な状態となっていた。 (対応) 鍵の管理者を定めた。
是正報告	外部監査人から指摘があった事項については、住基ネットを利用して いる全所属に対して留意事項として通知するとともに、情報セキュリテ ィ対策に万全を期すよう、周知徹底を図った。

4 庁内担当者研修

県庁内における住基ネットの円滑な運用及びセキュリティの確保のため、府内の担当者を対象に実施。

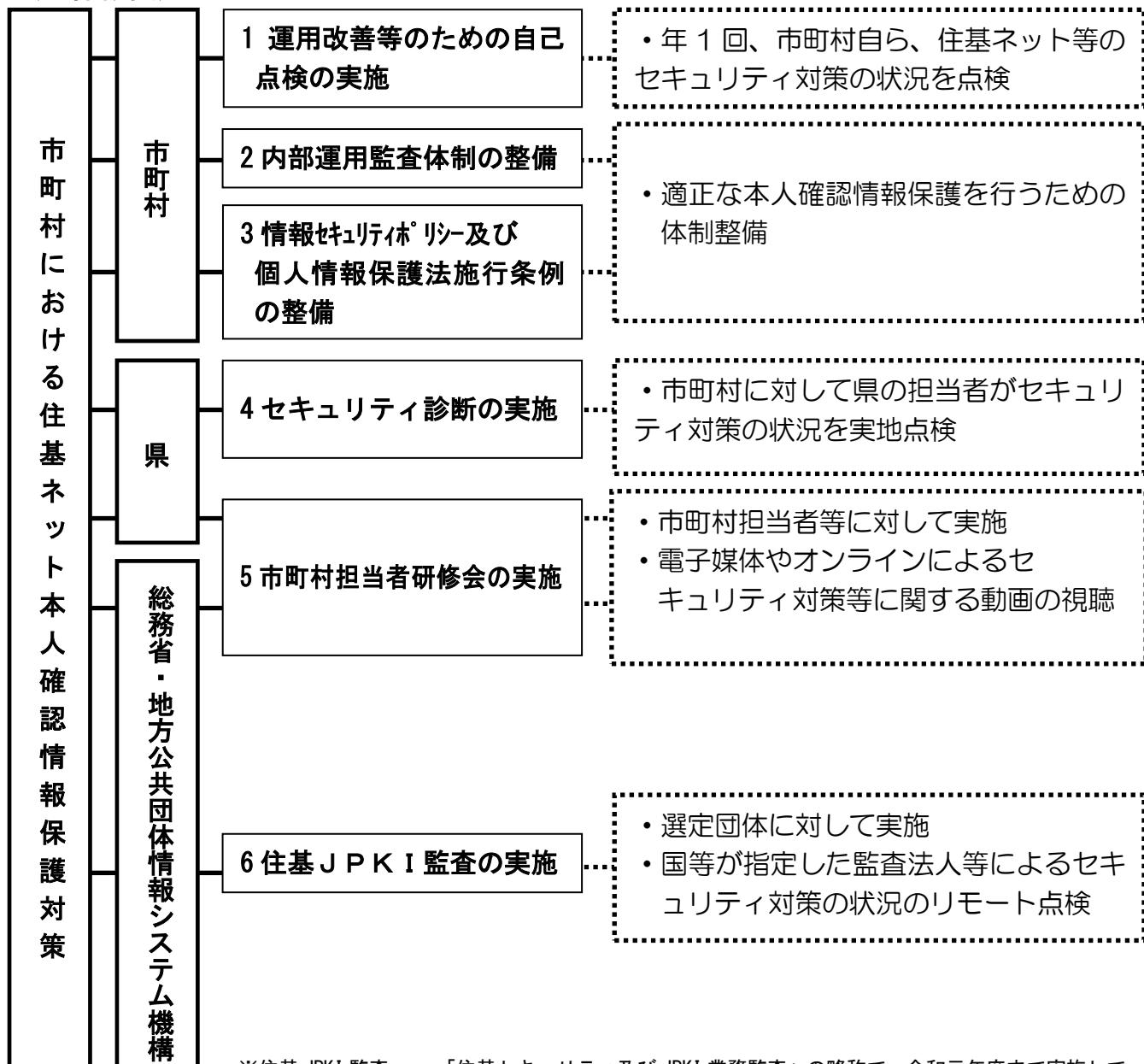
○令和5年度住民基本台帳ネットワークシステム府内担当者研修会

日 時	令和5年5月19日（金）
対 象	業務端末利用所属の担当職員（新規利用者中心） 約100人
内 容	・住民基本台帳ネットワークシステムの概要 ・住民基本台帳ネットワークシステム業務端末等の使用に係るセキュリ ティに関する留意事項等及び操作方法

② 市町村の本人確認情報保護対策に係る支援

市町村における本人確認情報保護対策を支援するため、本県では市町村に対し次の取組みを行っている。

(全体概要)



※住基JPKI監査・・・「住基セキュリティ及びJPKI業務監査」¹の略称で、令和元年度まで実施していた、「住基ネット市町村システム運営監査」²と「JPKI市区町村外部監査」を共同で実施。

1 市町村自ら行った自己点検の結果に対して、監査人が調査し、その結果、セキュリティ対策が不十分と指摘された箇所については、監査人から適切な助言等を受けながら、自団体のセキュリティ対策の向上を図るもの。

2 市町村における公的個人認証サービスの電子証明書発行申請受付業務等について、関連する運用規程及び事務処理要領等に準拠した業務が出来ているかについて実情を把握し、業務適正化を図るもの。

※JPKI (Japanese Public Key Infrastructure の略)：公的個人認証サービス

1 運用改善等のための自己点検の実施

(1) 実施方法

県内全市町村に対して、総務省が作成した「住民基本台帳ネットワークシステム及びそれに接続している既設ネットワークシステムに関する調査表」をもとに、セキュリティ対策の見直し及び自己点検の実施を要請。(令和5年6月14日～8月10日までの期間で実施)

(2) 自己点検項目

○全項目数：121項目

○点検内容

- ・体制、規程等の整備に関すること
- ・環境及び設備に関すること
- ・システムの管理に関すること
- ・既設ネットワークとの接続に関すること
- ・マイナンバーカード等の管理に関すること

(自己点検基準)

点数	規程等の有無及び運用状況	
0	該当しない	関係するシステムが存在しない等、質問項目に該当しない。
1	整備していない	規程等を常備していない。質問項目について、規程等で定められていない。
2	整備している	当該項目を実現する手続きについて、規程等で定められている。
3	運用している	定められた手続きについて、関係する職員に周知され、かつ適切に運用されている。

(3) 自己点検結果

- ・満点(3点)の団体38団体 ※昨年度37団体
- ・満点に満たない団体 7団体
- ・全体平均2.99点 (うち上記7団体平均2.96点)

(4) 主な要改善項目

- ・セキュリティ会議が実施出来ていない。
- ・住基ネットの教育及び研修が実施出来ていない。
- ・各種手順書が更新されていない。

(5) 改善計画書の提出

自己点検の結果が満点(3点)に達しなかった団体に対して、改善計画書の提出を求め、9月上旬までに全7団体提出済み。

その後、ヒアリングを行い、引き続きセキュリティ対策の向上に努めるよう助言。

2 内部運用監査体制の整備

住基ネットのセキュリティ確保には、フォローアップ体制の構築が必要であり、県内全ての市町村において、監査要領の策定が完了している。

3 情報セキュリティポリシー及び個人情報保護法施行条例の整備

情報セキュリティポリシー、個人情報保護法施行条例、ともに県内全ての市町村が策定し、セキュリティ対策、個人情報保護対策が図られている。

県内市町村の状況

① 情報セキュリティポリシーの策定状況

45団体／45団体（100%。平成21年4月1日以降）

《参考》全国の状況 100%（H28.3.18現在）

② 個人情報保護法施行条例の整備状況

45団体／45団体（100%。令和5年4月1日以降）

《参考》全国の状況 100%（R5.4.1以降）

《用語解説》

情報セキュリティポリシーとは、各地方公共団体が保有する情報資産を不正アクセス、コンピュータウイルス、災害等の脅威からどのようにして守るかについての基本的な考え方や、情報セキュリティを確保するための体制、組織及び運用等を規定するもので、各地方公共団体の情報セキュリティ対策の基本となるもの。

熊本県においては、情報セキュリティポリシーとして熊本県電子情報保全対策大綱（熊本県電子情報保全対策基本方針及び同要項）を策定しており、各市町村においてもそれぞれに情報セキュリティポリシーを策定済である。

4 セキュリティ診断の実施

県は、市町村が実施した「住民基本台帳ネットワークシステム及びそれに接続している既設ネットワークシステムに関する調査表」による自己点検結果の客観的評価を目的として、県職員が市町村に出向いて、市町村における住基ネットの運用等についてセキュリティ診断を実施している。

（1）これまでの実施状況

（選定基準）

平成24年度からは、町村だけでなく市もセキュリティ診断の対象に加えており、平成30年度までに45市町村がセキュリティ診断を受検済みである。

今後も、5年サイクルとして全市町村を診断するように計画。（毎年10団体程度）

（2）令和4年度実施結果

令和4年10～令和5年2月に10団体を対象に実施。各種管理簿が整備されていないことや、点検簿への記録漏れといった不備が多く見受けられた。

セキュリティ維持のため、改善に向け継続したフォローアップを行った。

（3）令和5年度の実施について

令和5年度は、10団体の実施を予定。10月に5団体実施し、残りの5団体は1月末までに実施予定。

5 市町村担当者研修会の実施

情報セキュリティ対策に係る意識及び技術力向上等を図るため、住基ネット運用に携わる市町村職員を対象に、毎年実施しているもの。

情報セキュリティ対策及びマイナンバー制度への対応について、動画視聴による研修会を実施している。

○「住民基本台帳制度関係事務担当者説明会」

(視聴期間) 令和5年6月14日～(DVD-ROM)の送付

(視聴者) 住基ネット担当課職員：152名 ※昨年度128名

- (内容)
- ・住民基本台帳制度をめぐる最近の状況について
 - ・自治体システムの標準化・セキュリティについて
 - ・チェックリストによる自己点検及びセキュリティ対策について
 - ・住基ネットシステムの改修に係る変更点等について

○「社会保障・税番号制度担当者説明会」

(視聴期間) 令和5年5月22日～(専用サイトからダウンロード)

(視聴者) 社会保障・税番号制度担当課職員：147名 ※昨年度173名

- (内容)
- ・マイナンバーカードについて
 - ・マイナンバー制度の現状と情報連携等について
 - ・マイナンバーカード・マイナポータルの利活用について
 - ・マイナポイント第2弾について
 - ・自治体中間サーバーに係る地方公共団体の対応等について
 - ・特定個人情報の適正な取扱い等について
 - ・社会保障分野におけるマイナンバー制度の活用について

6 住基JPKI監査の実施

市町村が作成したチェックリストの回答が、セキュリティ基準・指針への準拠の程度を適切に表示したものであるかについて監査を行い、対策が不十分なものについては助言を行う、情報セキュリティ対策支援事業。地方公共団体情報システム機構が契約を締結した事業者（監査法人）がリモート方式により監査を実施する。

(1) これまでの実施状況

平成17年度から令和元年度まで県内全ての市町村が監査を受検済み。令和2年度から令和6年度までに再度全団体が受検することとなっており、その内、令和5年度は、15団体(ヒアリング14、監査1)が受検予定。

(2) 令和5年度の実施状況（15団体実施予定）

新型コロナウイルス感染拡大防止や、デジタル化の推進のため、令和2年度にリモート対応を前提とした実施方法を導入。

・リモート監査（1団体）※昨年度実施無し

監査Webサイトを利用したリモート監査。

約1ヶ月監査Webサイトを通じて市町村が監査人へ資料を提出し、それを基に監査人が質疑応答を行う。

また、最後にWeb会議に県も参加し、結果の講評等を行う。

・リモートヒアリング（14団体）※昨年度14団体

電話等を利用したヒアリングによる監査。

事前に住民窓口環境写真の撮影を行い、自己点検チェック表の内容と併せて監査人が1時間程度聴取を行う。

熊本県住民基本台帳法施行条例の改正案について

1 本人確認情報を提供する区域内の市町村の執行機関及び提供に係る事務 (別表第1(第2条関係)) の削除 (施行日: 公布の日から施行)

(1) 条例改正の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第13次地方分権一括法)において、所有者不明土地対策のため住民基本台帳法を改正し、住民基本台帳ネットワークを利用できる事務に農地法等に基づく事務が追加されたことに伴い、県条例で個別に事務を規定する必要がなくなったもの。

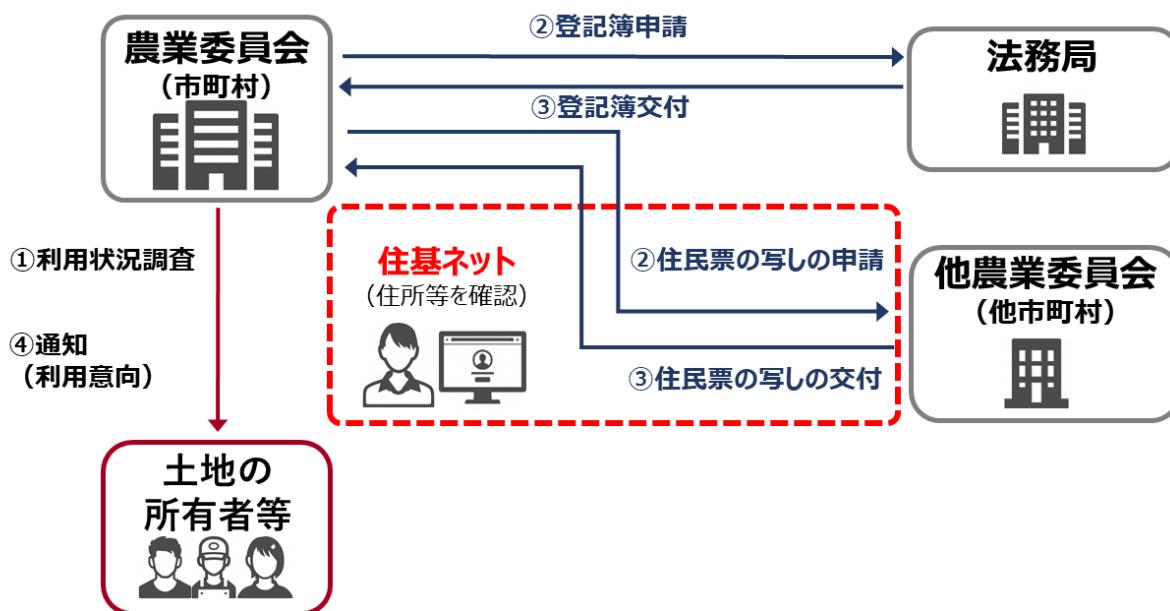
※ 現行条例に、①所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法、②森林法、③不動産登記法、④表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律、⑤農地中間管理事業の推進に関する法律、⑥森林経営管理法に基づく事務の規定はない。

(2) 条例改正の内容

県内の市町村長その他の市町村の執行機関に対し、県が本人確認情報を提供する事務として、農地法(昭和27年法律第229号)による同法第32条第1項又は同法第33条第1項の利用意向調査に関する事務であって規則で定めるものを削除する。

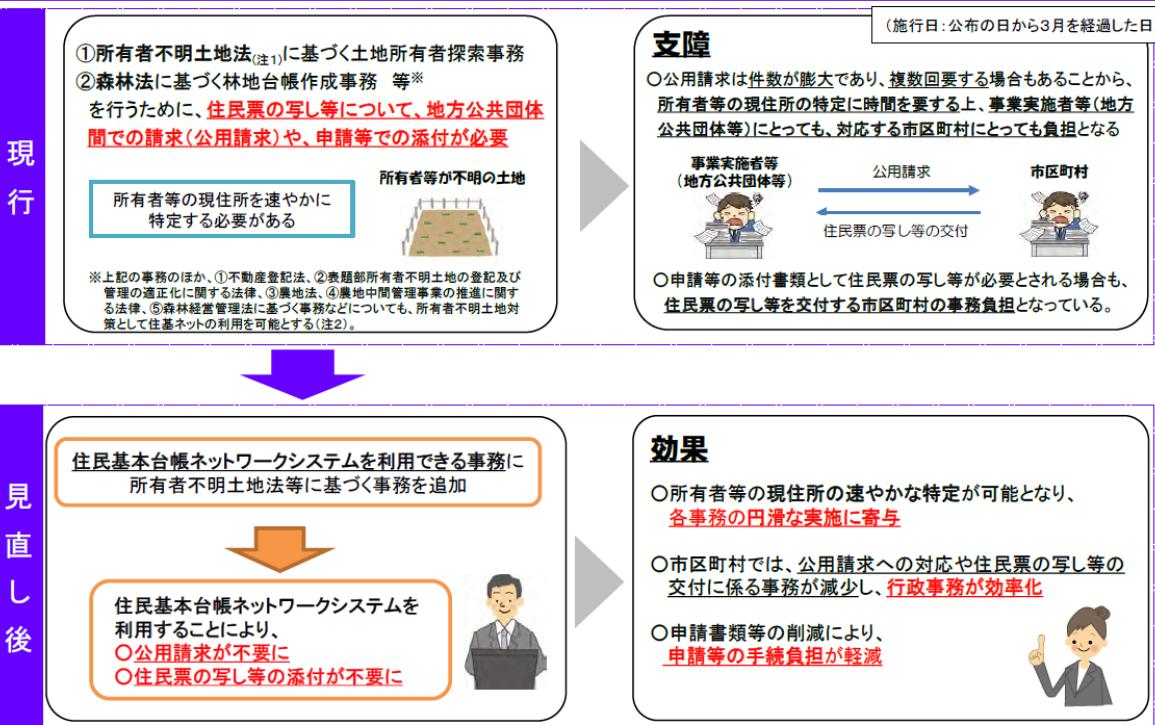
《参考：事務の概要》

市町村農業委員会は、農地法第30条に基づく農地利用状況調査により、遊休農地(耕作が行われておらず、今後も同様と見込まれる農地等)と判断された農地について、その所有者等に対し、農地利用に関する意向調査(利用意向調査)を行っている。



《参考：法改正の概要》

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法、森林法等に基づく事務について、住民基本台帳ネットワークシステムの利用を可能に（住民基本台帳法）



（注1）所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）

（注2）その他、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」に基づく事務についても住基ネットの利用を可能とする措置を講ずる。

出典：内閣府地方分権改革推進室「概要資料」

2 県における本人確認情報の利用に係る事務（別表第2（第4条関係））の削除 (施行日：公布の日から施行)

(1) 条例改正の理由

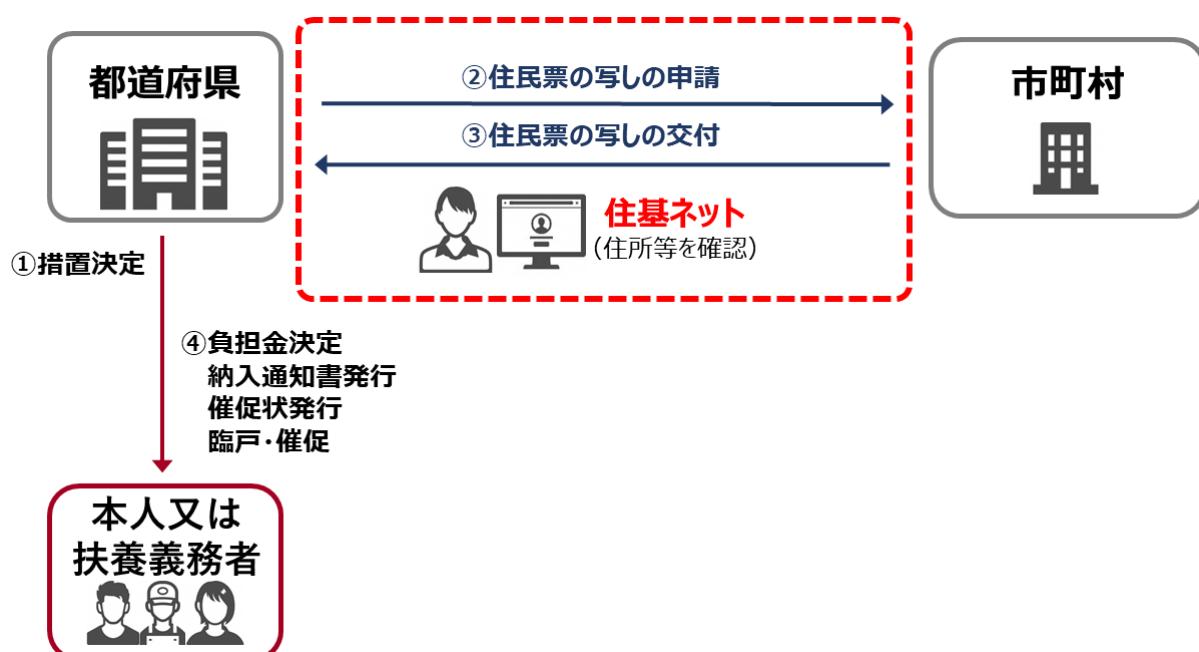
令和4年 の地方からの提案等に関する対応（令和4年12月20日閣議決定）において、住民基本台帳法別表第一から第六までの総務省令で定める事務を定める省令を改正し、住民基本ネットワークを利用できる事務に児童福祉法に基づく費用徴収に関する事務が追加されたことに伴い、県条例で個別に事務を規定する必要がなくなったもの。

(2) 条例改正の内容

県における本人確認情報の利用に係る事務として、児童福祉法（昭和22年法律第164号）による同法第50条第6の2、第7号又は第7号の3に規定する費用の徴収に関する事務であって規則で定めるものを削除する。

《参考：事務の概要》

児童福祉法では、県が里親や児童養護施設等の児童入所施設に入所措置等を採った場合、本人又は扶養義務者に、その負担能力に応じて費用の全部又は一部を負担させることができる。この債権は、児童福祉法第56条第10項により、未収金が発生した場合は「地方税の例」により滞納処分が可能となる公法上の債権となる。



《参考：省令改正の概要》

児童福祉法第56条第2項に掲げる措置の費用徴収に関する事務であって、費用徴収の対象となる本人等の生存の事実、氏名又は住所の変更の事実の確認を行う場合については、市町村同様、住民基本台帳ネットワークシステムから当該情報の提供を受けることを可能とする。

【令和4年 の地方からの提案等に関する対応方針(抄)令和4年12月20日閣議決定】

都道府県が児童又は当該児童の扶養義務者等（以下「児童等」という。）に対して行う措置等に要する費用を支弁した場合における、当該児童等に対する費用徴収（児童福祉法第56条第2項）に関する事務については、省令を改正し、費用徴収の対象となる児童等の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認を行う場合に、住民基本台帳ネットワークシステムから機構保存本人確認情報の提供を受けることができることとするとともに、都道府県知事保存本人確認情報を利用できることとする。

資料 4

住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務における特定個人情報保護評価書の変更（案）【概要】

1 特定個人情報保護評価書の変更（案）について

特定個人情報ファイル（個人番号をその内容に含む個人情報ファイル）を取り扱う事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第28条に基づき、特定個人情報の適正な取扱いを確保するため、特定個人情報の漏えい等の発生リスクやリスク軽減のための措置等を整理・評価し、特定個人情報保護評価書として作成・公表することとされています。

このため、住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務についても、特定個人情報保護評価書（以下「住基評価書」という。）を平成27年5月に作成・公表しています。

2 住基評価書の変更理由

国において、国外転出者による個人番号カードの利用等を実現するため、住民基本台帳法等の改正が行われ、現在、従来の住民票を基盤とした個人認証に加え、国外転出後も利用可能な戸籍の附票を本人確認の基盤として活用する附票連携システムの整備が進められています。

これを受け、県においても附票連携システムを使用する際に、特定個人情報ファイルを取り扱うことが予定されるため、番号法第28条に基づき、当該システムに関する事務について、特定個人情報の漏えい等の発生リスクやリスク軽減のための措置等を整理・評価する必要があり、その結果を住基評価書に追加するものです。

3 住基評価書の主な変更事項

住基評価書の各項目について、附票連携システムに関する事項（住民基本台帳ネットワークに準じた取扱い）を追加する。

項目	項目の内容 ※下線部分を追加
① 取り扱う事務	<ul style="list-style-type: none">・本人確認情報の管理及び提供等に関する事務・附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務
② 対象となる者	<ul style="list-style-type: none">・県内の市町村の住民基本台帳に記録された者・県内の市町村の戸籍の附票に記録された者
③ 取り扱う情報	<ul style="list-style-type: none">・本人確認情報（4情報（「氏名、住所、生年月日、性別」をいう。以下同じ。）、個人番号、住民票コード及びこれらの変更情報）・附票本人確認情報（4情報、住民票コード及びこれらの変更情報）
④ 特定個人情報の使用（権限のない者によって不正に使用されるリスク）	<ul style="list-style-type: none">・端末の仕様に当たっては、生体認証による操作者認証を行う。・本人確認情報を扱うシステムの操作履歴（アクセスログ・操作ログ）を記録する。・附票本人確認情報を扱うシステムの操作履歴（アクセスログ・操作ログ）を記録する。・不正な操作が無いことについて、操作履歴により適時確認する。
⑤ 特定個人情報の提供・移転（不正な提供・移転が行われるリスク）	<ul style="list-style-type: none">・番号法及び住基法の規定により行う。・住基ネット利用課に対して内部運用監査を行い、本人確認情報の利用・管理状況等を確認する。・住基ネット利用課に対して内部運用監査を行い、附票本人確認情報の利用・管理状況等を確認する。・システムの操作履歴を採取・保管し、不正がないことを確認する。

改正の背景

- マイナンバーカード・公的個人認証は、住民票を基礎とした制度。住民票は国外転出時に消除されるため、国外転出者は利用できない現状
- 国外に長期滞在する日本国民が増加
- デジタル化の進展により、官民のオンライン手続が多様化しており、国外転出者についてもインターネット上で確実な本人確認を行うニーズの高まり
 <参考>
 - ・国外に滞在する日本国民 約135万人(平成29年)
 - ※住民基本台帳法制定時の昭和40年代前半と比較して約4倍
 - ・年間に出国する日本国民 約17万人(平成29年)

例) ・マイナポータルの利用 ・年金の現況届等の手続もオンラインで可能に

・将来的には在外投票におけるインターネット投票

**→ 国外転出後も利用可能な「戸籍の附票」を個人認証の基盤として活用し、
国外転出者によるマイナンバーカード・公的個人認証(電子証明書)の利用を実現**

住民基本台帳法の一部改正

- ① 戸籍の附票の記載事項の追加
 【現行】氏名・住所⇒【改正後】4情報・住民票コード
- ② 附票本人確認情報提供機能構築
 - i) 国の機関等に対し、国外転出者の本人確認情報を提供
 - ii) 国外転出者のマイナンバーカード・公的個人認証の発行等に本人確認情報を利用

公的個人認証法の一部改正

- ① 国外転出者に対する電子証明書発行の実現
 - i) 附票管理市町村長を経由してJ-LISが発行
 - ii) 国外転出時の特例(最終住所地市町村長を経由して発行することで国外転出しても継続有効等)
- ② 国外転出者の電子証明書の失効事由の整備
 - i) 附票ネットで死亡等を覚知した場合に失効

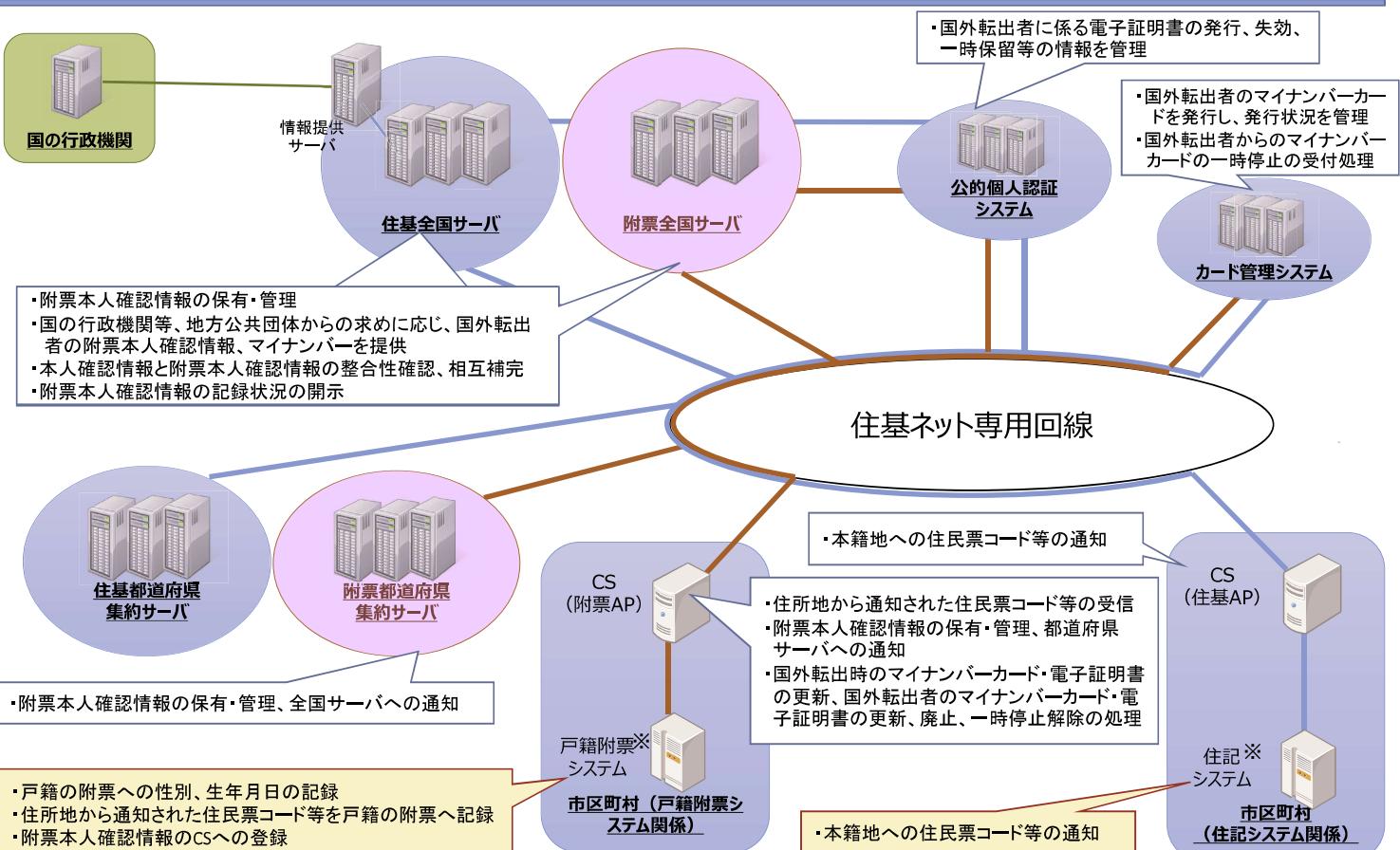
マイナンバー法の一部改正

- ① 国外転出者に対するマイナンバーカード発行の実現
 - i) 附票管理市町村長が発行
 - ii) 国外転出時の特例(最終住所地市町村長が記載事項変更を行うことで国外転出しても継続有効)

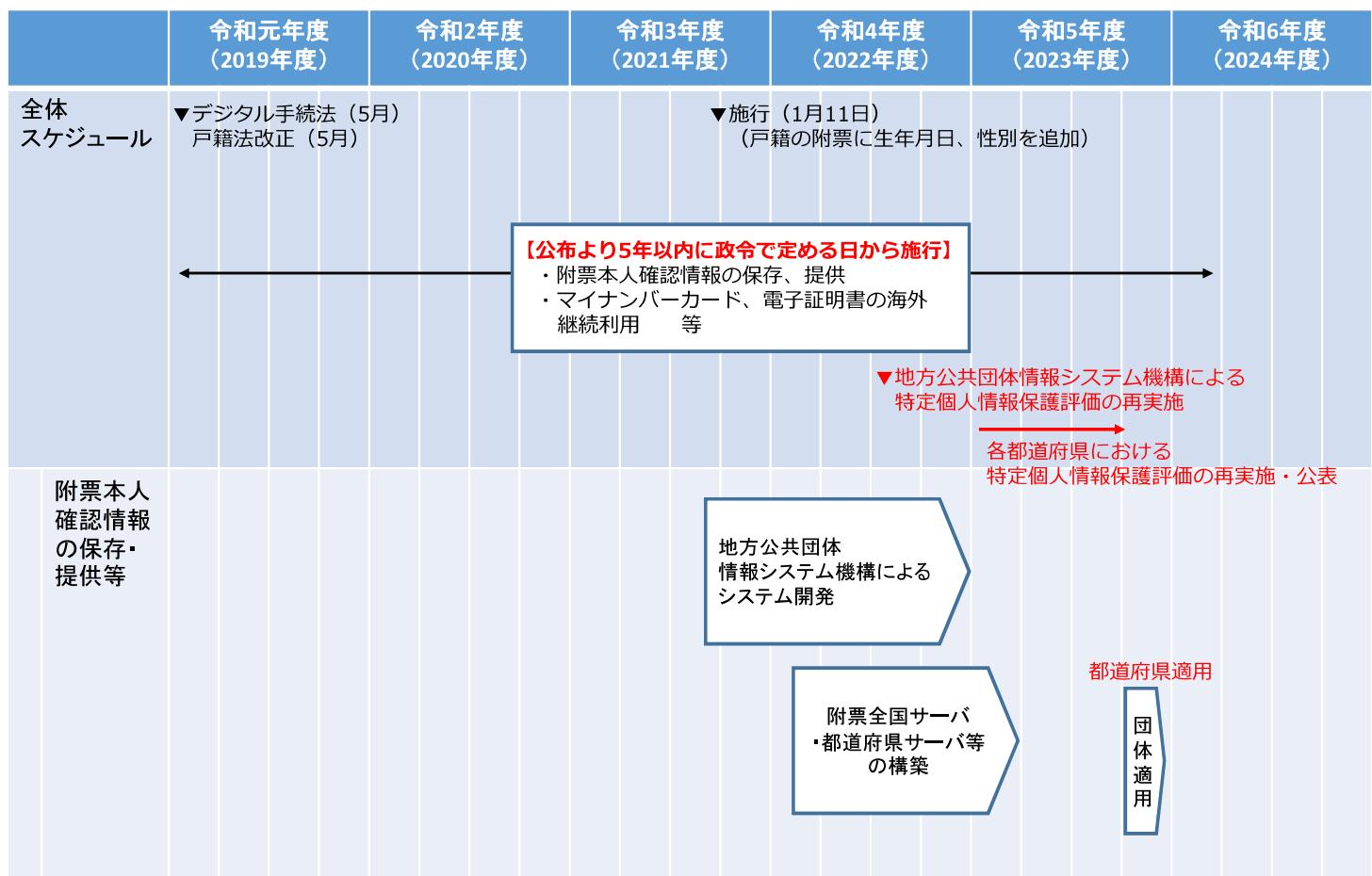
施行期日: 公布の日から5年以内で政令で定める日

1

デジタル手続法施行後のイメージ図



附票連携システムの開発及び構築等に向けた対応(スケジュール)



3

別紙1

※黄色網掛け:件数が多い主な事務

(単位:件)

国の行政機関に対する本人確認情報の提供件数 (全国分)

区分	事務の名称	担当官庁	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
1	被災者生活再建支援金の支給に関する事務	被災者生活再建支援法第6条第1項に規定する支援法人					1,780	2,797	2,530
13	預金等に係る債権の額の把握に関する事務	預金保険機構		111	0	20	0	0	0
15の2	公的給付支給等口座登録簿への登録に関する事務	デジタル庁							0
15の3	特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する国・機関又は法人							2,357,868
16	恩給法による年金である給付の支給に関する事務	総務省	1,718,936	1,474,571	1,256,580	1,054,647	877,072	721,400	577,425
17	改正前の執行官法による年金である給付の支給に関する事務	総務省	278	257	342	275	187	161	150
18	国会議員互助年金法を廃止する法律又は旧国会議員互助年金法による年金である給付の支給に関する事務	総務省	3,404	3,390	3,092	3,027	2,851	2,655	2,498
19	地方公務員等共済組合法等による年金である給付の支給に関する事務	地方公務員共済組合	22,360,665	19,177,566	19,558,178	20,084,406	20,462,334	20,575,696	20,622,352
19	厚生年金保険法による被保険者に係る届出等に関する事務	地方公務員共済組合	3,460	8,888	6,707	10,588	12,025	14,805	11,602
19	社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律による文書の受理等に関する事務	地方公務員共済組合	3	44	14	0	0	1	306
20	地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給に関する事務	地方議会議員共済会	337,402	323,658	310,048	298,078	284,585	264,578	247,906
23	公務上の災害若しくは通勤による災害に対する補償	地方公務員災害補償基金	1,368	2,280	2,435	1,991	2,673	2,866	3,447
24	電気通信事業法による登録・届出等に関する事務	総務省	2,783	2,561	2,538	2,753	1,787	2,303	1,851
25	日本電信電話株式会社等に関する法律による許可に関する事務	総務省	26	0	12	8	9	0	12
26	電波法による届出・登録等に関する事務	総務省	28,053	27,396	30,528	28,156	25,288	27,865	28,068
30	司法試験法による司法試験の実施に関する事務	法務省	6,705	5,804	4,931	4,225	3,755	3,373	1,197
31	不動産登記法による登記に関する事務	法務省	8,728	8,147	8,221	7,690	10,074	12,654	14,661
38	後見登記等に関する法律による登記に関する事務	法務省	12,090	12,981	13,358	14,794	16,546	18,362	20,768
41の2	国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による変換援助等に関する事務	外務省	299	209	269	283	421	191	285
42	国家公務員共済組合法等による年金である給付の支給に関する事務	国家公務員共済組合連合会	7,888,392	8,979,894	8,172,082	8,699,902	9,024,742	8,678,630	7,875,071
43	旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法による年金である給付の支給に関する事務	国家公務員共済組合連合会	3,594	3,171	2,441	1,926	1,624	1,771	3,208
44	厚生年金保険法等の一部を改正する法律に基づく届出等に関する事務	指定基金	2,355,723	2,375,170	2,400,434	2,400,524	2,374,816	2,301,822	2,247,353
44の2	国税通則法その他の国税に関する法律による国税の納付義務の確定等に関する事務	国税庁	74,384,538	27,726,257	20,887,997	18,662,131	22,119,754	20,350,040	22,368,240
44の3	国税通則法による加入者情報の管理又は加入者の個人番号等の提供に関する事務	社債、株式等の振替に関する法律第2条第2項に規定する振替機関					10,563,482	3,335,628	0
45	関税法による許可に関する事務	財務省	567	758	961	973	754	831	1,670
47	塩事業法による登録等に関する事務	財務省					5	0	0
47の5	学資の貸与及び支給に関する事務	日本学生支援機構		49,395	1,111,250	2,112,646	2,692,946	2,694,957	2,740,613
47の6	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務	文部科学省				55,827	23,867	21,577	15,271
48	私立学校教職員共済法等による年金である給付の支給に関する事務	日本私立学校振興・共済事業団	3,814,581	3,188,620	3,357,411	3,427,020	3,515,534	3,704,983	3,894,306
49	博物館法による認定に関する事務	文部科学省	23	19	18	24	21	28	19
63	労働者災害補償保険法に基づく業務災害給付に関する事務	厚生労働省	1,251,135	1,490,766	1,466,536	1,773,720	1,499,150	1,254,172	1,228,235
63の2	中小企業退職金共済法による解約手当金等の支給に関する事務	独立行政法人勤労者退職金共済機構	8,153	8,684	6,340	6,624	4,333	6,309	6,014
67の2	障害者の雇用の促進等に関する法律による職業紹介等、職業センターの設置等、納付金等、調整金報奨金等に関する事務	厚生労働省		39	42	24	26	17	14
69	雇用保険法による失業等給付の支給に関する事務	厚生労働省		8,066,173	10,004,419	24,511,602	11,400,117	4,298,760	4,276,411
70	雇用保険法による雇用安定事業又は能力開発事業の実施に関する事務	厚生労働省		46,370	11,001	9,896	22,988	33,325	42,007
72の2	健康保険法による届出等に関する事務	日本年金機構	417,749	528,379	1,923,289	3,727,106	3,856,278	1,062,008	1,003,788
72の3	船員保険法による裁判・届出等に関する事務	日本年金機構	574	4,367	15,043	28,826	29,792	21,875	22,093
73の2	社会保険診療報酬支払基金法による情報の収集等に関する事務	社会保険診療報酬支払基金	20,915,380	6,133,010	3,867,942	4,859,095	90,162,098	13,085,306	7,437,652
73の5	国民年金法等の一部を改正する法律による届出等に関する事務	日本年金機構	236,183	173,670	131,460	111,028	92,632	76,043	60,722

別紙1

※黄色網掛け:件数が多い主な事務

国の行政機関に対する本人確認情報の提供件数（全国分）

(単位:件)

区分	事務の名称	担当官庁	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
	74 厚生年金保険法による届出等に関する事務	日本年金機構	8,953,381	45,176,934	439,320,111	449,256,874	453,580,312	459,116,474	468,196,628
	75 厚生年金保険法等の一部を改正する法律に基づく届出等に関する事務	日本年金機構	4,338,620	4,606,969	3,841,051	3,584,238	3,329,376	3,081,720	2,824,323
	76 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法に基づく届出等に関する事務	日本年金機構	3,646	2,449	3,421	4,302	5,564	4,335	3,819
	77 国民年金法による被保険者に係る届出等に関する事務	日本年金機構	537,111,733	566,759,340	779,960,904	805,471,125	855,705,691	850,932,536	849,689,736
	77の3 確定拠出年金法による情報の収集等に関する事務	企業年金連合会	0	0	0	0	0	0	0
	77の4 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第40条に掲げる年金給付等に関する事務	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第3条第13号に規定する存続連合会	13,408,376	3,141,682	3,063,114	3,000,976	3,189,365	3,091,096	3,419,441
	77の5 国民年金法による年金給付等に関する事務	国民年金基金連合会	534,358	563,344	595,336	625,608	653,953	683,801	710,025
	77の6 確定拠出年金法による届出又は年金である給付若しくは一時金の支給に関する事務	国民年金基金連合会	1	1,111	5,160	14	10,671	6,839	8,894
	77の8 石炭鉱業年金基金法による年金等の支給に関する事務	石炭鉱業年金基金	6,410	24,039	32,557	19,671	17,976	16,458	14,869
住民基本台帳法別表1に定める事務	77の13 年金生活者支援給付金の支給に関する法律による老齢年金生活者支援給付金等の支給に関する事務	厚生労働省及び日本年金機構、地方公務員共済組合及び全国市町村職員共済組合連合会、国家公務員共済組合連合会又は日本私立学校振興・共済事業団					7,232,711	8,710,809	0
	77の14 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による一時金支給に関する事務	厚生労働省	4	21	20	17	28	33	52
	78 戦傷病者戦没者遺族等援護法による年金である給付の支給に関する事務	厚生労働省	44,670	38,379	38,014	27,645	23,680	20,377	15,673
	78の5 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による支給に関する事務	厚生労働省	28	0	0	0	1	0	0
	78の7 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法による特別給付金の支給に関する事務	厚生労働省		9	0	0	0	0	0
	81の2 農業者年金基金法による農業者年金事業の給付・徴収に関する事務	独立行政法人農業者年金基金		292	6,012	2,765	2,554	2,518	2,161
	82 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法による年金である給付の支給に関する事務	農林漁業団体職員共済組合	1,014,312	1,247,897	495,449	654,656	413,984	66,566	102,560
	97 建設業法による建設業の許可に関する事務	国土交通省	0	5	0	0	0	0	0
	98 建設業法による建設業の技術検定の実施に関する事務	指定試験機関	44,608	47,709	55,397	64,834	72,306	58,292	69,701
	99 建設業法による監理技術者資格者証の交付に関する事務	指定資格者証交付機関	144,011	150,140	168,919	181,328	163,048	159,775	151,206
	100 凈化槽法による浄化槽設備士免状の交付に関する事務	国土交通省	1	0	0	0	0	0	0
	101 宅地建物取引業法による宅地建物取引業の免許に関する事務	国土交通省	7	6	0	0	0	0	0
	103 マンションの管理の適正化の推進に関する法律による登録に関する事務	国土交通省	5	0	0	0	0	0	0
	104 旅行業法による旅行業の登録に関する事務	観光庁	1	0	0	0	0	0	0
	107 不動産の鑑定評価に関する法律による登録に関する事務	国土交通省	400	1,168	246	0	0	0	0
	109 建築士法による免許等に関する事務	国土交通省	111	606	907	0	0	0	0
	113 道路運送車両法による変更登録、新規検査、交付又は届出に関する事務	国土交通省		80	198	265	632	1,203	3,439
	115 船舶法による検認又は仮船舶国籍証書に関する事務	国土交通省	55	2	2	0	0	0	0
	117 小型船舶の登録等に関する法律による交付又は検認に関する事務	国土交通省	0	0	0	0	0	0	0
	118 航空法による登録等に関する事務	国土交通省	121	136	55	0	0	0	0
	119 気象業務法による登録等に関する事務	気象庁	284	303	21	0	0	0	0
	120 石綿による健康被害の救済に関する法律による救済給付の支給又は認定に関する事務	独立行政法人環境再生保全機構	8,294	9,624	10,713	10,714	8,546	9,604	10,823
計			701,374,229	701,594,739	1,302,153,526	1,354,804,867	1,503,496,744	1,408,540,225	1,402,338,963

種別	事務の名称	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5 (4月～9月)	合計
住民基本台帳法別表3に定める事務	災害対策基本法による安否情報の回答に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	被災者生活再建支援法による支援金の支給に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特定非営利活動促進法による法人設立の認証に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	労働金庫法による労働金庫代理業の許可に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	貸金業法による貸金業者の登録に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	恩給法による年金の支給に関する事務	219	0	0	0	0	0	0	0	219
	地方税法等による地方税の賦課徴収又は調査に関する事務	3,738	0	0	0	0	0	0	0	3,738
	地方法人特別税法による賦課徴収又は調査に関する事務	9	0	0	0	0	0	0	0	9
	消防法による危険物取扱者免状の交付等に関する事務等	3	0	0	0	0	0	0	0	3
	特別支援学校就学奨励法による経費の支弁に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	学校保健安全法による医療に要する費用の援助に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	高校無償化法による就学支援金の支給に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	予防接種法による予防接種、給付又は実費徴収に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	感染症予防法による措置又は療養費の支給等に関する事務	7	0	0	0	0	0	0	0	7
	難病法による特定医療費の支給に関する事務	5	0	0	0	0	0	0	0	5
	被爆者援護法による医療特別手当等の支給に関する事務	3	0	0	0	0	0	0	0	3
	原爆被爆者援護法による支給の知事実施に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	雇用対策法による転職職業転換給付金の支給に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	職業能力開発促進法による技能検定等に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	児童福祉法による里親の認定、登録又は徴収に関する事務	3	0	0	0	0	0	0	0	3
	児童福祉法による助産の実施または保護の実施に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務	31	0	0	0	0	0	0	0	31
	児童手当法による児童手当の支給に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	母子父子寡婦福祉法による資金の貸付け等に関する事務	11	0	0	0	0	0	0	0	11
	生活保護法による保護の決定及び実施等に関する事務	18	0	0	0	0	0	0	0	18
	災害救助法による救助又は扶助金の支給に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する事務	275	0	0	0	0	0	0	0	275
	精神保健福祉法による措置の実施又は手帳交付に関する事務	47	0	0	0	0	0	0	0	47
	特別児童扶養手当等による手当の支給に関する事務	7	0	0	0	0	0	0	0	7
	障害自立支援法による給付又は事業の実施に関する事務	5	0	0	0	0	0	0	0	5
	中国残留邦人等自立支援法による給付等の支給に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	戦傷病者等遺族等援護法による援護の知事実施に関する事務	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	未帰還者留守家族等援護法の知事実施に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	戦没者等妻への支給法の知事実施に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	戦傷病者等遺族弔慰金支給法の知事実施に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	戦没者等遺族弔慰金支給法の知事実施に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	戦傷病者等妻への支給法の知事実施に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	戦没者父母等への支給法の知事実施に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	家畜商法による家畜商の登録に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	森林法による保安林の指定等に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計量法による計量器製造事業の届出の経由等に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	大規模小売店舗立地法による店舗新設の届出に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	フロン排出抑制法による登録、更新等に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	火薬類取締法による試験の実施に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	電気工事士法による認定証の交付に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	電気工事業法による電気工事業の登録に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	液化石油ガス法による免状の交付に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	建設業法による建設業の許可に関する事務	19	0	0	0	0	0	0	0	19
	浄化槽法による浄化槽工事業の登録に関する事務	3	0	0	0	0	0	0	0	3
	建築資材再資源化法による解体工事業者の登録に関する事務	58	0	0	0	0	0	0	0	58
	宅地建物取引業法による免許・登録に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	旅行業法により都道府県知事が行う事務の実施に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	構造改革特別区域法による通訳案内士の登録等に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	福島復興再生特措法による通訳案内士の登録等に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	不動産鑑定評価法による鑑定業者の登録等に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	公営住宅法第15条の公営住宅の管理に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	住宅地改良法による改良住宅の管理等に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特定優良賃貸住宅の供給促進法の管理に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	高齢者居住安定確保法による供給計画の認定等に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	建築基準法による経由に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	建築士法による二級建築士等の免許等に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	沖縄振興特措法による通訳案内士の登録等に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	公害健康被害補償法による指定疾病の認定に関する事務	89	0	0	0	0	0	0	0	89
	廃棄物処理法による熱回収施設の認定等に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	福島復興再生特措法による健康管理調査の実施に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	番号利用法第9条第2項の規定に基づく条例で定める事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計		4,551	0	0	0	0	0	0	0	4,551

※平成28年の番号法施行により、別表3事務については件数取得ができないため空欄記載。

熊本県における本人確認情報利用状況(事務別)

※黄色網掛け:件数が多い主な事務

別紙2

種別	事務の名称	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5 (4月～9月)	合計
住民基本台帳法別表5に定める事務	災害対策基本法による安否情報の回答に関する事務	0	0	0	0	17	0	0	0	17
	被災者生活再建支援法による支援金の支給に関する事務	0	0	0	0	2	0	5	2	9
	特定非営利活動促進法による法人設立の認証に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	労働金庫法による労働金庫代理業の許可に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	貸金業法による貸金業者の登録に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	恩給法による年金の支給に関する事務	952	776	609	585	521	457	396	160	4,456
	地方税法等による地方税の賦課徴収又は調査に関する事務	43,095	28,389	23,453	21,016	18,187	17,640	15,417	12,699	179,896
	地方法人特別税法による賦課徴収又は調査に関する事務	19	91	7	18	4	0	0	0	139
	消防法による危険物取扱者免状の交付等に関する事務等	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	旅券法による一般旅券の発給等に関する事務	451	228	230	231	9	16	100	89	1,354
	高校無償化法による就学支援金の支給に関する事務	0	0	0	0	0	0	2	0	2
	予防接種法による予防接種の実施に関する事務	0	0	0	0	2	0	0	0	2
	感染症予防法による措置又は療養費の支給等に関する事務	12	0	1	137	1,018	1,711	31	9	2,919
	難病法による特定医療費の支給に関する事務	56	7,324	9,346	11,262	1,632	6,740	5,358	0	41,718
	被爆者援護法による医療特別手当等の支給に関する事務	166	90	1,015	958	6,552	9,928	9,683	3,892	32,284
	原爆被爆者援護法による支給の知事実施に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	雇用対策法による転職職業転換給付金の支給に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	職業能力開発促進法による技能検定等に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	児童福祉法による里親の認定、登録又は徴収に関する事務	245	3,730	2,479	2,585	635	1,771	14,138	1,373	26,956
	児童福祉法による助産の実施または保護の実施に関する事務	0	36	535	317	548	30	62	1	1,529
	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務	58	4,443	1	3	0	12	0	8	4,517
	児童手当法による児童手当の支給に関する事務	0	0	1	9	0	3	0	0	13
	母子父子寡婦福祉法による資金の貸付け等に関する事務	21	5	20	7	2	11	8	4	78
	生活保護法による保護の決定及び実施等に関する事務	71	1,217	824	558	655	534	655	442	4,956
	災害救助法による救助又は扶助金の支給に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する事務	1,621	11	31	12	1	52,915	0	0	54,591
	精神保健福祉法による措置の実施又は手帳交付に関する事務	133	0	0	97	61	47	32	63	433
	特別児童扶養手当等による手当の支給に関する事務	90	616	0	0	0	0	0	0	706
	障害自立支援法による給付又は事業の実施に関する事務	70	72	0	0	0	0	0	0	142
	中国残留邦人等自立支援法による給付等の支給に関する事務	0	8	0	0	0	0	0	0	8
	戦傷病者等遺族等援護法による援護の知事実施に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	未帰還者留守家族等援護法の知事実施に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	戦没者等妻への支給法の知事実施に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	戦傷病者等遺族弔慰金支給法の知事実施に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	戦没者等遺族弔慰金支給法の知事実施に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	戦傷病者等妻への支給法の知事実施に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	戦没者父母等への支給法の知事実施に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	家畜商法による家畜商の登録に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	林業種苗法による生産事業者の登録に関する事務	0	0	1	0	0	0	0	0	1
	森林法による保安林の指定等に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計量法による計量器製造事業の届出の経由等に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	大規模小売店舗立地法による店舗新設の届出に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	フロン排出抑制法による登録、更新等に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	火薬類取締法による試験の実施に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	電気工事士法による認定証の交付に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	電気工事業法による電気工事業の登録に関する事務	301	290	0	0	0	0	0	0	591
	液化石油ガス法による免状の交付に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	建設業法による建設業の許可に関する事務	941	804	845	828	914	867	776	378	6,353
	浄化槽法による浄化槽工事業の登録に関する事務	21	13	16	12	19	21	16	10	128
	建築資材再資源化法による解体工事業者の登録に関する事務	209	110	41	18	89	51	42	21	581
	宅地建物取引業法による免許・登録に関する事務	20	10	13	12	21	13	9	14	112
	旅行業法により都道府県知事が行う事務の実施に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	住宅宿泊事業法による届出に関する事務	0	0	21	38	23	10	22	19	133
	通訳案内士法による通訳案内士等の登録に関する事務	0	0	0	0	1	8	103	11	123
	構造改革特別区域法による通訳案内士の登録等に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	福島復興再生特措法による通訳案内士の登録等に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	不動産鑑定評価法による鑑定業者の登録等に関する事務	1	0	2	4	0	0	0	1	7
	公営住宅法による家賃の決定等に関する事務、公営住宅法第15条の公営住宅の管理に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	住宅地区改良法による改良住宅の管理等に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特定優良賃貸住宅の供給促進法の管理に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	高齢者居住安定確保法による供給計画の認定等に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	建築基準法による経由に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	建築士法による免許、登録及び交付等に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	沖縄振興特措法による通訳案内士の登録等に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	公害健康被害補償法による指定疾病の認定に関する事務	309	275	181	70	22	35	26	18	936
	廃棄物処理法による熱回収施設の認定等に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	福島復興再生特措法による健康管理調査の実施に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計		48,837	48,538	39,672	38,777	30,935	92,820	46,881	19,214	365,690

種別	事務の名称	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5 (4月～9月)	合計
条例事務	熊本県職員等恩給条例による年金の支給に関する事務	17	15	98	19	13	8	50	4	224
	心身障害者扶養共済制度条例による年金の支給に関する事務	29	462	959	503	453	484	460	447	3,797
	育英資金貸与基金条例による債権の回収に関する事務	1,763	1,816	1,610	1,455	1,352	1,046	1,025	661	10,728
	採石法による登録又は届出に関する事務	36	6	15	16	0	11	22	6	112
	砂利採取法に基づく砂利採取業者の登録等に関する事務	1	3	1	1	0	2	0	10	18
	地方自治法による住民監査請求に関する事務	0	1	3	8	0	0	0	0	12
	地方税法による県税に関する犯則事件の調査に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	熊本県税条例による県税の賦課に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	熊本県税条例による県税の徴収に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	熊本県看護士等修学資金貸与条例による債権の回収事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	熊本県産業廃棄物税条例による県税の賦課又は徴収の事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	土地収用法に掲げる事業のための土地の取得に関する事務	3,223	792	844	454	653	600	1,009	308	7,883
	土地収用法による収用又は使用の裁決等に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	介護保険法による介護支援専門員の登録等に関する事務	160	217	174	127	162	199	195	42	1,276
	屋外広告物条例による屋外広告業の登録等に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	港湾管理条例による港湾施設の使用料等の徴収に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	流水占用料等徴収条例による流水占用料の徴収の事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	海岸保全区域占用料等徴収条例による占用料等の徴収の事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	児童福祉法による児童保護費用負担金の徴収に関する事務	0	0	0	0	0	1	0	0	1
	児童扶養手当法による児童扶養手当の回収に関する事務	1	8	2	15	7	0	0	0	33
	母子及び父子並びに寡婦福祉法による債権回収に関する事務	24	2	9	11	1	0	0	0	47
	非常勤公務員公務災害補償等に関する条例の補償に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	水俣病総合対策医療事業における被害者手帳等に関する事務	512	365	401	402	54,049	25,695	24,940	276	106,640
	水俣病総合対策医療事業における離島加算支給に関する事務	24	3,944	3,879	1,286	0	0	0	0	9,133
	外国人の生活保護に関する事務	0	0	2	0	0	0	0	0	2
	療育手帳の交付に関する事務	333	0	0	0	0	0	0	0	333
	不当権品類及び不当表示防止法による資料提出要求等の事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特定商取引に関する法律による資料提出要求等に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	公職選挙法による立候補の届け出に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	公職選挙法施行令による選挙長等の告示に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	土地改良区役員等の就任等の届出に関する事務	0	0	0	59	0	0	0	0	59
	病院事業設置に関する条例による使用料徴収に関する事務	0	0	0	29	0	8	0	0	37
小計		6,148	7,631	7,997	4,385	56,690	28,054	27,701	1,754	140,335
総計		59,536	56,169	47,669	43,162	87,625	120,874	74,582	20,968	510,576

市町村における本人確認情報利用状況(条例利用事務別)

別紙3

種別	事務の名称	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5 (～9月)	合計
条例事務	公営住宅の家賃徴収に関する事務					3	4	3	0	1	11
	土地収用法に掲げる事業のための土地の取得に関する事務	4	0	0	1	0	0	0	0	0	5
	公立病院における使用料等の徴収に関する事務					0	0	0	0	0	0
	市町村の条例による水道法の料金の徴収に関する事務	4	1	0	0	0	3	0	0	0	8
	市町村の条例による下水道法の使用料の徴収に関する事務	5	0	0	0	20	0	8	5	0	38
	国土調査法による地籍調査に関する事務		1	2	1	10	0	0	218		232
	市町村が貸し付けた奨学資金の回収に関する事務					0	0	0	0	0	0
	農地利用意向調査に関する事務				0	0	13	3	5	0	21
	地方税法又は市町村の条例による市町村税の賦課又は徴収に関する事務	375									375
総計		388	2	2	2	33	20	14	228	1	690

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）抄

（都道府県知事への通知）

第30条の6 市町村長は、住民票の記載、消除又は第7条第1号から第3号まで、第7号、第8号の2及び第13号に掲げる事項（同条第7号に掲げる事項については、住所とする。以下この項において同じ。）の全部若しくは一部についての記載の修正を行つた場合には、当該住民票の記載等に係る本人確認情報（住民票に記載されている同条第1号から第3号まで、第7号、第8号の2及び第13号に掲げる事項（住民票の消除を行つた場合には、当該住民票に記載されていたこれらの事項）並びに住民票の記載等に関する事項で政令で定めるものをいう。以下同じ。）を都道府県知事に通知するものとする。

2～3 略

（都道府県の条例による本人確認情報の提供）

第30条の13 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関であつて条例で定めるものから条例で定める事務の処理に関し求めがあつたときは、条例で定めるところにより、当該市町村長その他の市町村の執行機関に対し、都道府県知事保存本人確認情報（住民票コード及び個人番号を除く。以下この条において同じ。）を提供するものとする。

2～3 略

（本人確認情報等の利用）

第30条の15 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、都道府県知事保存本人確認情報（住民票コードを除く。次項において同じ。）を利用することができる。ただし、個人番号については、当該都道府県知事が番号利用法第9条第1項又は第2項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、利用することができるものとする。

- (1) 別表第5に掲げる事務を遂行するとき。
 - (2) 条例で定める事務を遂行するとき。
 - (3) 本人確認情報の利用につき当該本人確認情報に係る本人が同意した事務を遂行するとき。
 - (4) 統計資料の作成を行うとき。
- 2 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第1号に掲げる場合にあつては政令で定めるところにより、第2号に掲げる場合にあつては条例で定めるところにより、都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関に対し、都道府県知事保存本人確認情報を提供するものとする。ただし、個人番

号については、当該都道府県の執行機関が番号利用法第9条第1項又は第2項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、提供するものとする。

- (1) 都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関であつて別表第6の上欄に掲げるものから同表の下欄に掲げる事務の処理に関し求めがあつたとき。
- (2) 都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関であつて条例で定めるものから条例で定める事務の処理に関し求めがあつたとき。

3~4 略

(住民票コードの利用制限等)

第30条の38 市町村長、都道府県知事又は機構（以下この条において「市町村長等」という。）以外の者は、何人も、自己と同一の世帯に属する者以外の者（以下この条において「第三者」という。）に対し、当該第三者又は当該第三者以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない。

- 2 市町村長等以外の者は、何人も、その者が業として行う行為に関し、その者に対し売買、貸借、雇用その他の契約（以下この項において「契約」という。）の申込みをしようとする第三者若しくは申込みをする第三者又はその者と契約の締結をした第三者に対し、当該第三者又は当該第三者以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない。
- 3 市町村長等以外の者は、何人も、業として、住民票コードの記録されたデータベース（第三者に係る住民票に記載された住民票コードを含む当該第三者に関する情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの）を構成してはならない。
- 4 都道府県知事は、前2項の規定に違反する行為が行われた場合において、当該行為をした者が更に反復してこれらの規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、当該行為を中止することを勧告し、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な措置を講ずることを勧告することができる。
- 5 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないとときは、第30条の40第1項に規定する都道府県の審議会の意見を聴いて、その者に対し、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

(都道府県の審議会の設置)

第30条の40 都道府県に、第30条の6第1項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する審議会（以下この条において「都道府県の審議会」という。）を置く。

- 2 都道府県の審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における第30条の6第1項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する事項を調査審議し、及びこれらの事項に関して都道府県知事に建議することができる。
- 3 都道府県の審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

別表第5（第30条の15関係）

- 一 新型インフルエンザ等対策特別措置法による同法第二十八条第一項の予防接種の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 一の二 災害対策基本法による同法第八十六条の十五第一項の安否情報の回答に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 一の三 災害救助法による同法第二条の救助又は同法第十二条の扶助金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 一の四 被災者生活再建支援法による同法第三条第一項の被災者生活再建支援金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 一の五 特定非営利活動促進法による同法第十条第一項の認証、同法第二十三条第二項の届出又は同法第三十四条第三項の認証に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 二 労働金庫法による同法第八十九条の三第一項の許可又は同法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の三十九第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 三 貸金業法による同法第三条第一項の登録、同条第二項の更新又は同法第八条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 四 恩給法（他の法律において準用する場合を含む。）による年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 四の二 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律による地方税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税若しくは特別法人事業税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 四の三 地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の

- 規定による廃止前地方法人特別税等に関する暫定措置法第三章の地方法人特別税の賦課徴収又は地方法人特別税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 五 消防法による危険物取扱者免状の交付、危険物取扱者試験の実施、消防設備士免状の交付又は消防設備士試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 六 旅券法による同法第三条第一項の発給、同法第九条第一項の渡航先の追加、同法第十二条第一項の査証欄の増補又は同法第十七条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 六の二 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による同法第六条第一項の就学支援金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 六の三 予防接種法による同法第六条第一項又は第二項の予防接種の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 六の四 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による同法第十九条第一項若しくは第三項、第二十条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法第二十六条において準用する場合を含む。）若しくは第四十六条第一項若しくは第二項の入院の勧告若しくは入院の措置、同法第三十七条第一項若しくは第三十七条の二第一項の費用の負担又は同法第四十二条第一項の療養費の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 六の五 難病の患者に対する医療等に関する法律による同法第五条第一項の特定医療費の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 七 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による同法第二条第三項の被爆者健康手帳の交付、同法第七条の健康診断、同法第三十八条の居宅生活支援事業若しくは同法第三十九条の養護事業の実施又は同法第二十四条第一項の医療特別手当、同法第二十五条第一項の特別手当、同法第二十六条第一項の原子爆弾小頭症手当、同法第二十七条第一項の健康管理手当、同法第二十八条第一項の保健手当、同法第三十一条の介護手当若しくは同法第三十二条の葬祭料の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 七の二 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による同法第十八条第一項の一般疾病医療費の支給に関する事務のうち、同法第五十一条の規定により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 七の三 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による同法第十八条の職業転換給付金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 八 職業能力開発促進法による職業訓練指導員の免許、職業訓練指導員試験の実施又は技能検定試験の実施その他技能検定に関する業務（同法第四十六条第二項

- の政令で定めるものに限る。) の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 八の二 児童福祉法による同法第六条の四第一号の養育里親若しくは同条第二号の養子縁組里親の登録若しくは同条第三号の里親の認定、同法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十条第一項の療育の給付、同法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費、同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費若しくは同法第二十四条の二十第一項の障害児入所医療費の支給、同法第三十三条の六第一項(同条第六項において準用する場合を含む。)の児童自立生活援助の実施又は同法第五十六条第一項の負担能力の認定若しくは同条第二項の費用の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 八の三 児童福祉法による同法第二十二条第一項の助産施設における助産又は同法第二十三条第一項の母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 九 児童扶養手当法による同法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 九の二 児童手当法による同法第十七条第一項の規定により読み替えて適用する同法第八条第一項の児童手当の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 九の三 母子及び父子並びに寡婦福祉法による同法第十三条第一項、第三十一条の六第一項若しくは第三十二条第一項若しくは附則第三条第一項若しくは第六条第一項の資金の貸付け、同法第十七条第一項、第三十一条の七第一項若しくは第三十三条第一項の便宜の供与又は同法第三十一条(同法第三十一条の十において準用する場合を含む。)の給付金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 九の四 生活保護法による同法第十九条第一項の保護の決定及び実施、同法第五十五条の四第一項の就労自立給付金若しくは同法第五十五条の五第一項の進学準備給付金の支給、同法第六十三条の保護に要する費用の返還又は同法第七十七条第一項、第七十七条の二第一項、第七十八条第一項から第三項まで若しくは第七十八条の二第一項若しくは第二項の徴収金の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 九の五 身体障害者福祉法による同法第十五条第四項の身体障害者手帳の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 九の六 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による同法第二十七条第一項若しくは第二項の診察、同法第二十九条第一項若しくは第二十九条の二第一項の入院措置、同法第三十一条の費用の徴収、同法第三十八条の四の退院等の請求又は同法第四十五条第二項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であ

- つて総務省令で定めるもの
- 十 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による同法第三条第一項の特別児童扶養手当、同法第十七条の障害児福祉手当若しくは同法第二十六条の二の特別障害者手当の支給又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）による同法附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 十の二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による同法第六条の自立支援給付の支給又は同法第七十八条の地域生活支援事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 十の三 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による同法第十四条第一項若しくは第三項の支援給付若しくは同法第十五条第一項の配偶者支援金の支給、平成十九年改正法による平成十九年改正法附則第四条第一項の支援給付の支給又は平成二十五年改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十五年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による同法第十四条第一項の支援給付の支給、平成二十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十五年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による同法第十四条第三項の支援給付の支給若しくは平成二十五年改正法による平成二十五年改正法附則第二条第三項の支援給付若しくは平成二十五年改正法附則第三条第一項の配偶者支援金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 十の四 戦傷病者戦没者遺族等援護法による同法第五条の援護に関する事務のうち、同法第五十条第一項の規定又は同法第五十一条の規定に基づく政令により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 十の五 未帰還者留守家族等援護法による同法第五条第一項の留守家族手当、同法第十五条の帰郷旅費、同法第十六条第一項の葬祭料、同法第十七条第一項の遺骨引取経費又は同法第二十六条の障害一時金の支給に関する事務のうち、同法第三十四条の二の規定により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 十の六 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法による同法第三条の特別給付金の支給に関する事務のうち、同法第十二条の規定又は同法第十三条の規定に基づく政令により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 十の七 戦傷病者特別援護法による同法第九条の援護に関する事務のうち、同法第二十

- 八条の規定により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 十の八 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による同法第三条の特別弔慰金の支給に関する事務のうち、同法第十四条の規定又は同法第十五条の規定に基づく政令により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 十の九 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法による同法第三条第一項の特別給付金の支給に関する事務のうち、同法第十二条の規定又は同法第十三条の規定に基づく政令により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 十の十 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法による同法第三条の特別給付金の支給に関する事務のうち、同法第十五条の規定又は同法第十六条の規定に基づく政令により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 十の十一 卸売市場法による同法第十三条第一項若しくは同法第十四条において準用する同法第六条第一項の認定又は同条第二項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 十一 家畜商法による同法第三条第一項の免許又は同法第五条の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 十二 林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）による同法第十条第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 十三 森林法による同法第二十五条の二第一項若しくは第二項の指定、同法第二十六条の二第一項若しくは第二項の指定の解除、同法第二十七条第二項（同法第三十三条の三及び第四十四条において準用する場合を含む。）の経由、同法第三十二条第一項（同法第三十三条の三及び第四十四条において準用する場合を含む。）の経由若しくは意見書の提出又は同法第三十三条の二第一項の変更に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 十四 計量法による同法第四十条第二項（同法第四十二条第三項において準用する場合を含む。）の経由、同法第四十六条第一項の届出、同条第二項において準用する同法第四十二条第一項の届出、同法第五十一条第一項の届出、同条第二項において準用する同法第四十二条第一項の届出、同法第一百四十四条において準用する同法第六十二条第一項の届出又は同法第一百六十八条の八の規定により都道府県知事が行うこととされた事務の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 十五 大規模小売店舗立地法による同法第五条第一項、第六条第二項、第八条第七項、第九条第四項又は附則第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含

- む。) の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 十六 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律による同法第二十七条第一項の登録、同法第三十条第一項の更新又は同法第三十一条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 十七 火薬類取締法による同法第三十一条第三項の試験（都道府県知事が行うものに限る。）の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 十八 電気工事士法による同法第四条第二項の交付又は同条第七項の書換えに関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 十九 電気工事業の業務の適正化に関する法律による同法第三条第一項若しくは第三項の登録又は同法第十条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 二十 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律による同法第三十八条の四第一項の交付又は同条第五項の書換えに関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 二十一 建設業法による建設業の許可に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 二十二 凈化槽法による浄化槽工事業の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 二十三 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律による同法第二十一条第一項の登録又は同法第二十五条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 二十四 宅地建物取引業法による宅地建物取引業の免許又は宅地建物取引士資格の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 二十五 旅行業法第六十七条の規定により都道府県知事が行うこととされた事務の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 二十五 住宅宿泊事業法による同法第三条第一項又は第四項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 二十六 通訳案内士法による同法第十八条（同法第五十七条において準用する場合を含む。）の登録、同法第二十三条第一項（同法第五十七条において準用する場合を含む。）の届出又は同法第二十四条（同法第五十七条において準用する場合を含む。）の再交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 二十七 不動産の鑑定評価に関する法律による同法第二十二条第一項若しくは第三項の登録、同法第二十三条第一項の経由、同法第二十六条第一項の登録、同条第二項の経由、同法第二十七条第一項の登録又は同条第三項の経由に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 二十八 公営住宅法による同法第十五条の公営住宅の管理に関する事務であつて総務省令で定めるもの

- 二十八 住宅地区改良法による同法第二十九条第一項の改良住宅の管理又は同条第三項の改良住宅の家賃若しくは敷金の決定若しくは変更若しくは収入超過者に対する措置に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 二十八 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による同法第十八条第二項の賃貸住宅の管理に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 二十九 高齢者の居住の安定確保に関する法律による同法第五条第一項の登録、同条第二項の更新又は同法第五十二条の認可に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 三十 建築基準法による同法第七十七条の六十三第一項の経由に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 三十一 建築士法による同法第四条第三項若しくは第五項の免許、同法第五条第一項若しくは第二十三条第一項若しくは第三項の登録、同法第五条第二項の交付、同法第五条の二第一項若しくは第二項若しくは第八条の二若しくは第二十三条の五第一項若しくは第二十三条の七の届出又は同法第九条第一項第一号の申請に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 三十二 公害健康被害の補償等に関する法律による同法第三条第一項の補償給付の支給又は同法第四条第一項若しくは第二項の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 三十三 廃棄物の処理及び清掃に関する法律による同法第九条の二の四第一項若しくは第十五条の三の三第一項の認定又は同法第二十条の二第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 三十四 福島復興再生特別措置法による同法第四十九条の健康管理調査の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第6 (第30条の15関係)

提供を受ける都道府県知事以外 事務

の都道府県の執行機関

- | | |
|---------|---|
| 一 教育委員会 | 特別支援学校への就学奨励に関する法律による同法第二条第一項の特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であつて総務省令で定めるもの |
| 二 教育委員会 | 学校保健安全法による同法第二十四条の医療に要する費用についての援助に関する事務であつて総務省令で定めるもの |
| 三 教育委員会 | 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による同法 |

第六条第一項の就学支援金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

四 都道府県知事以外の執行機関 児童手当法による同法第十七条第一項の規定により読み替えて適用する同法第八条第一項の児童手当の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

熊本県住民基本台帳法施行条例（平成14年熊本県条例第44号）抄

(本人確認情報を提供する区域内の市町村の執行機関及び提供に係る事務)

第2条 法第30条の13第1項に規定する条例で定める県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関(次条及び別表第1において「区域内の市町村の執行機関」という。)及び同項に規定する条例で定める事務は、別表第1のとおりとする。

(区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供方法)

第3条 知事が行う法第30条の13第1項の規定による知事保存本人確認情報（法第30条の6第3項の規定により知事が保存する本人確認情報（同条第1項に規定する本人確認情報をいう。）であって同条第3項の規定による保存期間が経過していないもの（法第7条第13号に規定する住民票コードを除く。）をいう。第6条において同じ。）のうち法第7条第8号の2に規定する個人番号以外のものの区域内の市町村の執行機関への提供は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この条及び第6条において同じ。）から電気通信回線を通じて区域内の市町村の執行機関の使用に係る電子計算機に送信する方法により行うものとする。

(県における本人確認情報の利用に係る事務)

第4条 法第30条の15第1項第2号に規定する条例で定める事務は、別表第2のとおりとする。

(本人確認情報を提供する知事以外の執行機関及び提供に係る事務)

第5条 法第30条の15第2項第2号に規定する条例で定める知事以外の県の執行機関(以下「知事以外の執行機関」という。)及び同号に規定する条例で定める事務は、別表第3のとおりとする。

(知事以外の執行機関への本人確認情報の提供方法)

第6条 知事が行う法第30条の15第2項(第2号に係る部分に限る。)の規定による知事保存本人確認情報の知事以外の執行機関への提供は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて知事以外の執行機関の使用に係る電子計算機に送信する方法により行うものとする。

(設置)

第7条 法第30条の40第1項の規定に基づき、熊本県本人確認情報保護審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(組織)

第8条 審議会は、委員7人以内をもって組織する。

(委員)

第9条 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第10条 審議会に、会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第11条 審議会は、会長が招集し、議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第12条 審議会の庶務は、総務部において処理する。

(会長への委任)

第13条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

別表第1(第2条関係)

区域内の市町村の執行機関	事務
1 市町村長	市町村の条例による公営住宅法(昭和26年法律第193号)第16条第1項に規定する公営住宅の家賃の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの

2 市町村長	土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条各号のいずれかに該当するものに関する事業の用に供する土地の取得に関する事務であって規則で定めるもの
3 市町村長	市町村の条例による地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第2項の病院事業における使用料又は手数料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
4 市町村長	市町村の条例による水道法（昭和32年法律第177号）第14条第1項の料金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
5 市町村長	市町村の条例による下水道法（昭和33年法律第79号）第20条第1項の使用料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
6 市町村長又は教育委員会	市町村の条例による学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校その他これらに類する教育施設に進学し、又は在学する者に対する奨学資金の貸与に係る債権の回収に関する事務であって規則で定めるもの
7 農業委員会	農地法（昭和27年法律第229号）による同法第32条第1項又は第33条第1項の利用意向調査に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2(第4条関係)

- 1 児童福祉法（昭和22年法律第164号）による同法第50条第6号の2、第7号又は第7号の3に規定する費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
- 2 土地改良法（昭和24年法律第195号）による同法第18条第16項（同法第68条第4項又は第84条において準用する場合を含む。）の届出に関する事務であって規則で定めるもの
- 3 採石法（昭和25年法律第291号）による同法第32条の登録又は同法第32条の7第1項の届出に関する事務であって規則で定めるもの
- 4 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）の児童扶養手当の過誤払が行われた場合における当該過誤払に係る債権の回収に関する事務であって規則で定めるもの
- 5 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）による同法第7条第1項の命令、同法第7条第2項の資料の提出の求め又は同法第29条第1項の報告の徴収、命令、立入検査若しくは質問に関する事務であって規則で定めるもの
- 6 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による同法第16条に規定する母子福祉資金貸付金、同法第31条の6第6項に規定する父子福

祉資金貸付金又は同法第32条第6項に規定する寡婦福祉資金貸付金の貸付けに係る債権の回収に関する事務であって規則で定めるもの

- 7 砂利採取法(昭和43年法律第74号)による同法第3条の登録又は同法第9条第1項の届出に関する事務であって規則で定めるもの
- 8 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)による同法第6条の2の資料の提出の求め、同法第7条第1項の指示、同法第8条第1項若しくは第2項の命令、同法第8条の2第1項若しくは第2項の命令、同法第12条の2の資料の提出の求め、同法第14条第1項の指示、同法第15条第1項から第3項までの命令、同法第15条の2第1項若しくは第2項の命令、同法第21条の2の資料の提出の求め、同法第22条第1項の指示、同法第23条第1項若しくは第2項の命令、同法第23条の2第1項若しくは第2項の命令、同法第34条の2の資料の提出の求め、同法第36条の2の資料の提出の求め、同法第38条第1項から第4項までの指示、同法第39条第1項から第5項までの命令、同法第39条の2第1項から第4項までの命令、同法第43条の2の資料の提出の求め、同法第44条の2の資料の提出の求め、同法第46条第1項の指示、同法第47条第1項若しくは第2項の命令、同法第47条の2第1項若しくは第2項の命令、同法第52条の2の資料の提出の求め、同法第54条の2の資料の提出の求め、同法第56条第1項若しくは第2項の指示、同法第57条第1項から第3項までの命令、同法第57条の2第1項若しくは第2項の命令、同法第58条の12第1項の指示、同法第58条の13第1項若しくは第2項の命令、同法第58条の13の2第1項若しくは第2項の命令、同法第60条第2項の調査又は同法第66条第1項から第3項まで(同条第6項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の命令、立入検査若しくは質問若しくは同条第4項(同条第6項において準用する場合を含む。)の命令に関する事務であって規則で定めるもの
- 9 介護保険法(平成9年法律第123号)による同法第69条の2第1項の登録又は同法第69条の4の届出に関する事務であって規則で定めるもの
- 10 熊本県職員等恩給条例(大正13年熊本県令第8号)による年金である給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの
- 11 熊本県看護師等修学資金貸与条例(昭和37年熊本県条例第33号)による修学資金の貸与に係る債権の回収に関する事務であって規則で定めるもの
- 12 熊本県屋外広告物条例(昭和39年熊本県条例第66号)による同条例第21条第1項若しくは第3項の登録又は同条例第21条の5第1項の届出に関する事務であって規則で定めるもの
- 13 熊本県港湾管理条例(昭和41年熊本県条例第42号)による同条例第6条第1項若しくは第2項の使用料又は同条例第6条の2第1項の占用料若しくは土砂採取料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
- 14 熊本県病院事業の設置等に関する条例(昭和41年熊本県条例第48号)による同条例第10条第1項の使用料又は手数料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの

- 15 熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
(昭和42年熊本県条例第43号)による補償に関する事務であって規則で定めるもの
- 16 熊本県心身障害者扶養共済制度条例(昭和54年熊本県条例第41号)による同条例第19条第1項から第4項までの届出又は同条例第5項の調査に関する事務であって規則で定めるもの
- 17 熊本県流水占用料等徴収条例(平成12年熊本県条例第29号)による同条例第2条第1項の流水占用料、土石採取料、土地占用料又は河川産出物採取料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
- 18 熊本県海岸保全区域及び一般公共海岸区域の占用料等徴収条例(平成12年熊本県条例第30号)による同条例第2条第1項の占用料又は土石採取料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
- 19 土地収用法第3条各号のいずれかに該当するものに関する事業の用に供する土地の取得に関する事務であって規則で定めるもの
- 20 水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法(平成21年法律第81号)第6条第1項の水俣病被害者手帳又は医療手帳(過去に通常起こり得る程度を超えるメチル水銀のばく露を受けた可能性があり、かつ、四肢末梢優位の感覚障害を有する者に対して県が交付する医療手帳をいう。)に関する事務であって規則で定めるもの
- 21 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の3に規定する在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第7条第1項に規定する特別永住者証明書を交付された者に対し、生活保護法(昭和25年法律第144号)に準じて行われる保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
- 22 療育手帳(知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第9条第6項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して知事が交付する手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。)の交付に関する事務であって規則で定めるもの

別表第3(第5条関係)

知事以外の執行機関	事務
教育委員会	熊本県育英資金貸与基金条例(昭和47年熊本県条例第27号)による育英資金の貸与に係る債権の回収に関する事務であって規則で定めるもの
選挙管理委員会	1 公職選挙法(昭和25年法律第100号)による同法第

	86条第1項から第3項まで又は第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項若しくは第8項の届出に関する事務であって規則で定めるもの 2 公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）による同令第81条の告示に関する事務であって規則で定めるもの
監査委員	地方自治法（昭和22年法律第67号）による同法第242条第1項の請求に関する事務であって規則で定めるもの
収用委員会	土地収用法による同法第47条の2（同法第138条第1項において準用する場合を含む。）若しくは第94条第8項（同法第124条第2項（同法第138条第1項において準用する場合を含む。）又は第138条第1項において準用する場合を含む。）の裁決又は同法第118条第5項（同法第138条第1項において準用する場合を含む。）の協議の確認に関する事務であって規則で定めるもの

○熊本県住民基本台帳法施行条例による本人確認情報の利用及び提供に係る事務等を定める規則

(平成 21 年 3 月 31 日規則第 14 号)

改正 平成 22 年 3 月 26 日規則第 17 号 平成 23 年 3 月 31 日規則第 24 号
 平成 24 年 3 月 30 日規則第 7 号 平成 25 年 3 月 29 日規則第 12 号
 平成 26 年 3 月 31 日規則第 21 号 平成 26 年 9 月 30 日規則第 36 号
 平成 27 年 3 月 20 日規則第 3 号 平成 28 年 3 月 7 日規則第 7 号
 平成 30 年 3 月 23 日規則第 3 号 平成 31 年 3 月 22 日規則第 4 号
 令和 2 年 3 月 16 日規則第 9 号 令和 2 年 11 月 30 日規則第 44 号
 令和 3 年 3 月 26 日規則第 2 号 令和 5 年 3 月 24 日規則第 7 号

熊本県住民基本台帳法施行条例による本人確認情報の利用及び提供に係る事務等を定める規則をここに公布する。

熊本県住民基本台帳法施行条例による本人確認情報の利用及び提供に係る事務等を定める規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、熊本県住民基本台帳法施行条例(平成 14 年熊本県条例第 44 号。以下「条例」という。)第 3 条及び第 6 条の規定による本人確認情報の提供の方法並びに条例別表第 1 から別表第 3 までの規定による本人確認情報の利用及び提供に係る事務を定めるものとする。

(本人確認情報の提供方法)

第 2 条 条例第 3 条及び第 6 条の規定による本人確認情報の提供は、電子計算機(入出力装置を含む。)の操作によるものとし、その送信の方法については、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準(平成 14 年総務省告示第 334 号)によるものとする。

(条例別表第 1 の規則で定める事務)

第 3 条 条例別表第 1 の 1 の項の規則で定める事務は、市町村の条例による公営住宅法(昭和 26 年法律第 193 号)第 16 条第 1 項に規定する公営住宅の家賃を納めなければならない者若しくはその保証人又はこれらの者の相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。

2 条例別表第 1 の 2 の項の規則で定める事務は、土地収用法(昭和 26 年法律第 219 号)第 3 条各号のいずれかに該当するものに関する事業の用に供する土地(当該土地が埋立て又は干拓により造成されるものであるときは、当該埋立て又は干拓に係る河川の敷地又は海底。次条第 19 項において同じ。)若しくは当該土地にある物件に関して権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。

- 3 条例別表第1の3の項の規則で定める事務は、市町村の条例による地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第2項の病院事業における使用料又は手数料を納めなければならない者若しくはその保証人又はこれらの者の相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。
- 4 条例別表第1の4の項の規則で定める事務は、市町村の条例による水道法（昭和32年法律第177号）第14条第1項の料金を納めなければならない者又はこの者の相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。
- 5 条例別表第1の5の項の規則で定める事務は、市町村の条例による下水道法（昭和33年法律第79号）第20条第1項の使用料を納めなければならない者又はこの者の相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。
- 6 条例別表第1の6の項の規則で定める事務は、市町村の条例による学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校その他これらに類する教育施設に進学し、又は在学する者に対する奨学資金の貸与を受けた者若しくはその保証人又はこれらの者の相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。
- 7 条例別表第1の7の項の規則で定める事務は、農地法（昭和27年法律第229号）第32条第1項又は第33条第1項の利用意向調査の対象となる農地の所有者又は当該農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者（これらの者が法人である場合にあっては、その役員又は清算人）の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。

（条例別表第2の規則で定める事務）

第4条 条例別表第2の1の項の規則で定める事務は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第50条第6号の2、第7号又は第7号の3に規定する費用を支弁された者若しくはその扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者をいう。第21項第3号ウ及び第6号において同じ。）又はこれらの者の相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所（当該相続人にあっては、氏名又は住所）の確認とする。

- 2 条例別表第2の2の項の規則で定める事務は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項（同法第68条第4項及び第84条において準用する場合を含む。）に規定する届出の受理又はその届出に係る事実についての審査とする。
- 3 条例別表第2の3の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。
 - (1) 採石法（昭和25年法律第291号）第32条に規定する登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
 - (2) 採石法第32条の7第1項に規定する届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

- 4 条例別表第2の4の項の規則で定める事務は、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）の児童扶養手当の過誤払を受けた者又はこの者の相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実（当該相続人にあっては、氏名又は住所）の確認とする。
- 5 条例別表第2の5の項の規則で定める事務は、次に掲げる者（その者が法人である場合にあっては、その役員又は清算人）の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。
 - (1) 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第7条第1項の命令を受けるべき者
 - (2) 不当景品類及び不当表示防止法第7条第2項の資料の提出の求めを受けるべき者
 - (3) 不当景品類及び不当表示防止法第29条第1項の報告の徴収、命令、立入検査又は質問を受けるべき者
- 6 条例別表第2の6の項の規則で定める事務は、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第8条第5項、第9条第1項（同令第31条の7又は第38条において準用する場合を含む。）、第31条の6第5項若しくは第37条第5項の保証人若しくは同令第9条第3項（同令第31条の7又は第38条において準用する場合を含む。）に規定する連帯債務を負担する借主又はこれらの者の相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実（当該相続人にあっては、氏名又は住所）の確認とする。
- 7 条例別表第2の7の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。
 - (1) 砂利採取法（昭和43年法律第74号）第3条に規定する登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
 - (2) 砂利採取法第9条第1項に規定する届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
- 8 条例別表第2の8の項の規則で定める事務は、次に掲げる者（その者が法人である場合にあっては、その役員又は清算人）の生存の事実又は氏名、住所若しくは生年月日の確認とする。
 - (1) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第6条の2の資料の提出の求めを受けるべき者
 - (2) 特定商取引に関する法律第7条第1項の指示を受けるべき者
 - (3) 特定商取引に関する法律第8条第1項又は第2項の命令を受けるべき者
 - (4) 特定商取引に関する法律第8条の2第1項又は第2項の命令を受けるべき者
 - (5) 特定商取引に関する法律第12条の2の資料の提出の求めを受けるべき者
 - (6) 特定商取引に関する法律第14条第1項の指示を受けるべき者
 - (7) 特定商取引に関する法律第15条第1項から第3項までの命令を受けるべき者
 - (8) 特定商取引に関する法律第15条の2第1項又は第2項の命令を受けるべき者
 - (9) 特定商取引に関する法律第21条の2の資料の提出の求めを受けるべき者
 - (10) 特定商取引に関する法律第22条第1項の指示を受けるべき者

- (11) 特定商取引に関する法律第23条第1項又は第2項の命令を受けるべき者
- (12) 特定商取引に関する法律第23条の2第1項又は第2項の命令を受けるべき者
- (13) 特定商取引に関する法律第34条の2の資料の提出の求めを受けるべき者
- (14) 特定商取引に関する法律第36条の2の資料の提出の求めを受けるべき者
- (15) 特定商取引に関する法律第38条第1項から第4項までの指示を受けるべき者
- (16) 特定商取引に関する法律第39条第1項から第5項までの命令を受けるべき者
- (17) 特定商取引に関する法律第39条の2第1項から第4項までの命令を受けるべき者
- (18) 特定商取引に関する法律第43条の2の資料の提出の求めを受けるべき者
- (19) 特定商取引に関する法律第44条の2の資料の提出の求めを受けるべき者
- (20) 特定商取引に関する法律第46条第1項の指示を受けるべき者
- (21) 特定商取引に関する法律第47条第1項又は第2項の命令を受けるべき者
- (22) 特定商取引に関する法律第47条の2第1項又は第2項の命令を受けるべき者
- (23) 特定商取引に関する法律第52条の2の資料の提出の求めを受けるべき者
- (24) 特定商取引に関する法律第54条の2の資料の提出の求めを受けるべき者
- (25) 特定商取引に関する法律第56条第1項又は第2項の指示を受けるべき者
- (26) 特定商取引に関する法律第57条第1項から第3項までの命令を受けるべき者
- (27) 特定商取引に関する法律第57条の2第1項又は第2項の命令を受けるべき者
- (28) 特定商取引に関する法律第58条の12第1項の指示を受けるべき者
- (29) 特定商取引に関する法律第58条の13第1項又は第2項の命令を受けるべき者
- (30) 特定商取引に関する法律第58条の13の2第1項又は第2項の命令を受けるべき者
- (31) 特定商取引に関する法律第60条第2項の調査を受けるべき者
- (32) 特定商取引に関する法律第66条第1項から第3項まで(同条第6項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の命令、立入検査若しくは質問又は同条第4項(同条第6項において準用する場合を含む。)の命令を受けるべき者

9 条例別表第2の9の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 介護保険法(平成9年法律第123号)第69条の2第1項に規定する登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- (2) 介護保険法第69条の4に規定する届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

10 条例別表第2の10の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 熊本県職員等恩給条例施行規則(昭和28年熊本県規則第49号。以下この項において「県規則」という。)第2条において準用する恩給給与規則(大正12年勅令第369号。以下この項において「恩給規則」という。)第1条若しくは県規則第5条に規定する請求の受理又はその請求に係る事実についての審査

- (2) 熊本県職員等恩給条例(大正 13 年熊本県令第 8 号)第 10 条の 3 若しくは県規則第 2 条において準用する恩給規則第 34 条に規定する届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
- (3) 県規則第 2 条において準用する恩給規則第 34 条の 2 に規定する調査
- 11 条例別表第 2 の 11 の項の規則で定める事務は、熊本県看護師等修学資金貸与条例(昭和 37 年熊本県条例第 33 号)第 1 条に規定する修学資金の貸与を受けた者若しくは同条例第 5 条第 1 項の保証人又はこれらの者の相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実(当該相続人にあっては、氏名又は住所)の確認とする。
- 12 条例別表第 2 の 12 の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。
- (1) 熊本県屋外広告物条例(昭和 39 年熊本県条例第 66 号)第 21 条第 1 項に規定する登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- (2) 熊本県屋外広告物条例第 21 条第 3 項に規定する更新の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- (3) 熊本県屋外広告物条例第 21 条の 5 第 1 項に規定する届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
- 13 条例別表第 2 の 13 の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。
- (1) 熊本県港湾管理条例(昭和 41 年熊本県条例第 42 号)第 6 条第 1 項若しくは第 2 項に規定する使用料を納めなければならない者又はこの者の相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認
- (2) 熊本県港湾管理条例第 6 条の 2 第 1 項に規定する占用料若しくは土砂採取料を納めなければならない者又はこの者の相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認
- 14 条例別表第 2 の 14 の項の規則で定める事務は、熊本県病院事業の設置等に関する条例(昭和 41 年熊本県条例第 48 号)第 10 条第 1 項に規定する使用料又は手数料を納めなければならない者若しくはその連帯保証人又はこれらの者の相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。
- 15 条例別表第 2 の 15 の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。
- (1) 熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和 42 年熊本県条例第 43 号)第 10 条に規定する遺族補償年金又は遺族補償一時金の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答
- (2) 熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和 42 年熊本県規則第 56 号。以下この項において「県規則」という。)第 14 条に規定する遺族の現状報告書の受理又はその報告書に係る事実についての審査
- (3) 県規則第 15 条第 1 項の規定による届出(同項第 2 号又は第 3 号に該当する場合に係るものを除く。)の受理又はその届出に係る事実についての審査

(4) 県規則第 15 条第 2 項の規定による届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

- 16 条例別表第 2 の 16 の項の規則で定める事務は、熊本県心身障害者扶養共済制度条例（昭和 54 年熊本県条例第 41 号）第 19 条第 1 項から第 4 項までに規定する届出の受理若しくはその届出に係る事実についての審査又は同条第 5 項に規定する知事の行う調査の対象となる加入者、当該加入者の扶養する心身障害者、年金受給権者若しくは年金管理者の生存の事実若しくは氏名若しくは住所の確認とする。
- 17 条例別表第 2 の 17 の項の規則で定める事務は、熊本県流水占用料等徴収条例（平成 12 年熊本県条例第 29 条）第 2 条第 1 項に規定する流水占用料、土石採取料、土地占用料若しくは河川産出物採取料を納めなければならない者又はこの者の相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。
- 18 条例別表第 2 の 18 の項の規則で定める事務は、熊本県海岸保全区域及び一般公共海岸区域の占用料等徴収条例（平成 12 年熊本県条例第 30 号）第 2 条第 1 項に規定する占用料若しくは土石採取料を納めなければならない者又はこの者の相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。
- 19 条例別表第 2 の 19 の項の規則で定める事務は、土地収用法第 3 条各号のいずれかに該当するものに関する事業の用に供する土地若しくは当該土地にある物件に関して権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。
- 20 条例別表第 2 の 20 の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。
- (1) 水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（平成 21 年法律第 81 号）第 6 条第 1 項の水俣病被害者手帳（次号において「水俣病被害者手帳」という。）又は医療手帳（過去に通常起こり得る程度を超えるメチル水銀のばく露を受けた可能性があり、かつ、四肢末梢（じょう）優位の感覚障害を有する者に対して県が交付する医療手帳をいう。次号において同じ。）の記載事項の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答
 - (2) 水俣病被害者手帳又は医療手帳を交付された者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
- 21 条例別表第 2 の 21 の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。
- (1) 現に生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 19 条第 1 項の規定に準じて、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 19 条の 3 に規定する在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）第 7 条第 1 項に規定する特別永住者証明書を交付された者（以下「外国人」という。）に対し行われる保護を受けているといないとにかくわらず、保護を必要とする状態にある外国人（第 3 号において「要保護外国人」という。）の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

- (2) 生活保護法第 24 条第 1 項の規定に準じて行われる前号の保護の開始の申請若しくは同条第 9 項において準用する同条第 1 項の規定に準じて行われる同号の保護の変更の申請の受理、これらの申請に係る事実についての審査又はこれらの申請に対する応答
- (3) 生活保護法第 29 条第 1 項の規定に準じて行われる第 1 号の保護の決定若しくは実施又は第 6 号から第 9 号までの徴収のために必要な書類の閲覧、資料の提供又は報告の求めの対象となる次に掲げる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
- ア 要保護外国人
- イ 現に第 1 号の保護を受けている外国人(以下「被保護外国人」という。)であった外国人
- ウ ア又はイに掲げる者の扶養義務者
- (4) 生活保護法第 55 条の 4 第 1 項の規定に準じて、被保護外国人に対し行われる就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- (5) 生活保護法第 63 条の規定に準じて行われる第 1 号の保護に要する費用の返還の対象となる被保護外国人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
- (6) 生活保護法第 77 条第 1 項の規定に準じて行われる第 1 号の保護の実施に要する費用の徴収の対象となる扶養義務者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
- (7) 生活保護法第 78 条第 1 項の規定に準じて行われる第 1 号の保護の実施に要する費用等の徴収の対象となる不実の申請その他不正な手段により同号の保護を受け、又は他人をして受けさせた者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
- (8) 生活保護法第 78 条第 2 項の規定に準じて行われる被保護外国人に対する医療、介護又は助産若しくは施術の給付に要する費用に係る支弁した額等の徴収の対象となる偽りその他不正の行為によって医療、介護又は助産若しくは施術の給付に要する費用の支払を受けた指定医療機関(同法第 49 条の規定による指定を受けた医療機関をいう。)若しくは指定介護機関(同法第 54 条の 2 第 1 項の規定による指定を受けた介護機関をいう。)の開設者(その者が法人である場合にあっては、その役員又は精算人)又は指定助産機関若しくは指定施術機関(同法第 55 条第 1 項の規定による指定を受けた助産師又はあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師若しくは柔道整復師をいう。)の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
- (9) 生活保護法第 78 条第 3 項の規定に準じて行われる第 4 号の就労自立給付金の支給に要する費用等の徴収の対象となる偽りその他不正な手段により同号の就労自立給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

- (10) 生活保護法第78条の2第1項の規定に準じて行われる第1号の保護として給与される金銭の交付の際の第7号の徴収に係る徴収金の徴収の対象となる不実の申請その他不正な手段により第1号の保護を受けた被保護外国人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
- (11) 生活保護法第78条の2第2項の規定に準じて行われる第4号の就労自立給付金の支給の際の第7号の徴収に係る徴収金の徴収の対象となる不実の申請その他不正な手段により第1号の保護を受けた被保護外国人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
- 22 条例別表第2の22の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。
- (1) 療育手帳(知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第9条第6項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して知事が交付する手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。以下同じ。)の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
 - (2) 療育手帳の交付を受けた者に係る障害の程度の確認の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
 - (3) 療育手帳の交付を受けた者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
 - (4) 療育手帳の交付を受けた者の氏名若しくは住所又はその保護者(親権を行う者、配偶者、後見人その他の者で知的障害者を現に監護する者をいう。以下この号において同じ。)若しくはその保護者の氏名若しくは住所に変更を生じたときの届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答
 - (5) 療育手帳を亡失したとき、破損したとき若しくは汚損したとき又は療育手帳の記載欄に余白がなくなったときの療育手帳の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
 - (6) 療育手帳の交付を受けた者が療育手帳の交付の対象者に該当しなくなったとき、死亡したときその他療育手帳を必要としなくなったときの療育手帳の返還の届出の受理又はその返還に係る事実についての審査
- (条例別表第3の規則で定める事務)

第5条 条例別表第3教育委員会の項の規則で定める事務は、熊本県育英資金貸与基金条例(昭和47年熊本県条例第27号)第9条第2項の育英奨学生若しくは熊本県育英資金貸与規則(昭和47年熊本県教育委員会規則第7号)第7条の連帯保証人(熊本県育英資金貸与規則の一部を改正する規則(平成21年熊本県教育委員会規則第13号)附則第2項に規定する者の場合にあっては、同規則による改正前の熊本県育英資金貸与規則第6条第1項の連帯保証人及び同条第2項の保証人)又はこれらの者の相続人の生存の事実又は氏

名若しくは住所の変更の事実（当該相続人にあっては、氏名又は住所）の確認とする。

- 2 条例別表第3選挙管理委員会の項事務の欄第1号の規則で定める事務は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第86条第1項から第3項まで又は第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項若しくは第8項の規定による届出に係る次に掲げる者の生存の事実又は氏名、住所若しくは生年月日の確認とする。
 - (1) 衆議院（小選挙区選出）議員の候補者
 - (2) 参議院（選挙区選出）議員の候補者
 - (3) 地方公共団体の議会の議員の候補者
 - (4) 地方公共団体の長の候補者
- 3 条例別表第3選挙管理委員会の項事務の欄第2号の規則で定める事務は、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）による同令第81条の告示に係る次に掲げる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。
 - (1) 選挙長
 - (2) 選挙分会長
 - (3) 前2号に掲げる者の職務を代理すべき者
- 4 条例別表第3監査委員の項の規則で定める事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項に規定する監査の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。
- 5 条例別表第3収用委員会の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。
 - (1) 土地収用法第47条の2（同法第138条第1項において準用する場合を含む。）若しくは第94条第8項（同法第124条第2項（同法第138条第1項において準用する場合を含む。）又は第138条第1項において準用する場合を含む。）の裁決の申請若しくは申立ての受理、その申請若しくは申立てに係る事実についての審査又はその申請若しくは申立てに対する応答
 - (2) 土地収用法第118条第5項（同法第138条第1項において準用する場合を含む。）の協議の確認の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月26日規則第17号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日規則第24号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日規則第7号)
この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日規則第12号)
この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月31日規則第21号)
この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年9月30日規則第36号)
この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則(平成27年3月20日規則第3号)
この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月7日規則第7号)
この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月23日規則第3号)
この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第4条第4項の改正規定(同項を同条第5項とする部分を除く。)及び同条第7項の改正規定(同項を同条第8項とする部分を除く。)は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年3月22日規則第4号)
この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月16日規則第9号)
この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年11月30日規則第44号)
この規則は、令和2年12月1日から施行する。

附 則(令和3年3月26日規則第2号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年3月24日規則第7号)
この規則は、公布の日から施行する。

熊本県本人確認情報保護審議会運営要領

平成14年10月25日
熊本県本人確認情報保護審議会

(趣旨)

第1条 この要領は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）第30条の40第3項及び熊本県住民基本台帳法施行条例（平成14年熊本県条例第44号。以下「条例」という。）第13条の規定に基づき、熊本県本人確認情報保護審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議会の開催)

第2条 審議会は、法の規定に基づき調査審議するとき、知事から諮問があったとき、その他会長が必要と認めたときに開催する。

2 会長は、審議会の会議（以下「会議」という。）を招集しようとする場合は、会議の日時、場所及び議題について、あらかじめ文書をもって通知するものとする。ただし、急を要するときは、この限りでない。

(審議過程の透明性の確保)

第3条 会議は、公開とする。ただし、会議を公開することにより、会議の目的が達成できないと認めるときは、会長は、会議を非公開とすることができます。

2 会議の傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

3 会議の資料等の公表に当たっては、個人に係る情報、本人確認情報の保護措置に関する情報等の取扱いに十分配慮し、本人確認情報の保護に支障が生じないようにするものとする。

(議事録の作成)

第4条 審議会の事務局（以下「事務局」という。）は、会議が終了した後、速やかに会議の議事録（以下「議事録」という。）を作成するものとする。

2 議事録は、議事の概要を記載した要点記録とする。

3 議事録は、会議に出席した委員の承認を得て確定するものとする。

4 議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 出席した委員及び事務局の職員の氏名

(3) 議題名

(4) 議事の経過

(5) その他必要と認める事項

5 議事録は、確定した後、速やかに情報プラザにおいて公表するものとする。

(要領の改正)

第5条 この要領を改正しようとするときは、会長は、必要に応じ審議会に諮るものとする。

附 則

この要領は、平成14年10月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年1月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年12月4日から施行する。

熊本県本人確認情報保護審議会の傍聴に当たっての留意事項

平成14年10月25日決定
熊本県本人確認情報保護審議会

1 傍聴の手続

- (1) 審議会の会議の傍聴を希望する方は、開催予定時間までに、傍聴希望者名簿に、氏名及び住所を記入し、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、原則として先着順で行い、定員になり次第受付を終了します。

2 傍聴に当たって守っていただく事項

傍聴される方は、傍聴に当たって、次の事項を守ってください。

- (1) 会議の開催中は、静かに傍聴することとし、拍手その他の方法により、賛成又は反対の意思等を表明することはできません。
- (2) 会場内では、飲食、喫煙はできません。
- (3) 会場内では、写真撮影、録画、録音等はできません（ただし、会長が特に認めた場合は、この限りではありません。）。
- (4) その他会議開催中の秩序を乱し、又は議事を妨げるような行為をすることはできません。

3 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴される方は、事務局係員の指示に従ってください。なお、ご不明な点がございましたら、係員にお尋ねください。
- (2) 傍聴される方が、傍聴に当たって守っていただく事項又は係員の指示に従われない場合は、会長が退場を命じことがあります。
- (3) 会議の開催中に、会場の秩序が維持できなくなった場合又は緊急に公開になじまない事項を議題とする必要が生じた場合は、会議を途中で非公開にすることがあります。

【参考】法令等で定める住基ネット利用事務の区分と本人確認情報の提供者

事務利用区分	情報提供者	情報提供先	主な事務
別表第1	J-LIS (全国サーバー)	国の行政機関等	<ul style="list-style-type: none"> ・国民年金の被保険者に係る届出等 (日本年金機構) ・厚生年金の被保険者に係る届出等 (日本年金機構) ・国税の賦課又は徴収等 (国税庁)
別表第2	J-LIS (全国サーバー)	市町村長 (通知都道府県内)	<ul style="list-style-type: none"> ・同一都道府県内で転居した者の都道府県議会議員選挙等の選挙権の確認 (市町村長) ・地方税の賦課徴収又は調査 (市町村長) ・児童手当の支給 (市町村長その他の執行機関)
別表第3	J-LIS (全国サーバー)	都道府県知事 (通知都道府県以外の都道府県知事)	<ul style="list-style-type: none"> ・地方税・特別法人事業税の賦課徴収又は調査 (都道府県知事) ・高等学校等就学支援金の支給 (都道府県知事又は教育委員会) ・児童手当の支給 (都道府県知事その他の執行機関)
別表第4	J-LIS (全国サーバー)	市町村長 (通知都道府県以外の都道府県内)	<ul style="list-style-type: none"> ・地方税の賦課徴収又は調査 (市町村長) ・同一都道府県内で転居した者の都道府県議会議員選挙等の選挙権の確認 (市町村長) ・児童手当の支給 (市町村長その他の執行機関)
別表第5		都道府県知事が自都道府県の情報を利用 (自都道府県サーバー)	<ul style="list-style-type: none"> ・地方税等の賦課徴収又は調査 ・身体障害者手帳の交付 ・難病の患者の特定医療費の支給
別表第6	都道府県知事 (自都道府県サーバー)	都道府県知事以外の執行機関 (教育委員会等)	<ul style="list-style-type: none"> ・高等学校等就学支援金の支給 (教育委員会) ・特別支援学校就学奨励法による経費の支弁 (教育委員会) ・児童手当の支給 (都道府県知事以外の執行機関)
条例事務 (都道府県条例で規定)	都道府県知事 (自都道府県サーバー)	都道府県知事及び 都道府県知事以外の執行機関	<ul style="list-style-type: none"> ・水俣病総合対策医療事業における被害者手帳等に関する事務 ・育英資金貸与基金条例による債権の回収に関する事務 ・土地収用法に掲げる事業のための土地の取得に関する事務

(住民基本台帳法別表で規定)

法定事務

本県サーバーを利用する事務の範囲